



2019年度  
(2018年度統計)

# 傷害保険の概況

---



General Insurance Rating Organization of Japan

損害保険料率算出機構



## はしがき

---

損害保険料率算出機構では、損害保険における保険料のもととなる保険料率（参考純率および基準料率）を算出し、会員である損害保険会社に提供しています。

本書は、傷害保険を対象に、統計数値などを用いて、その仕組みや一般的な補償内容、収支動向などを、既にご契約されている方、これからご契約をお考えの方などにお知らせするものです。

本書が、皆様に損害保険をご理解いただく一助になることを願っております。

なお、本書で使用している数値は、2018年度の統計に基づきます。ただし、集計時期の関係から、一部の数値で掲載年度が異なることがありますので、各グラフ・表中の記載年度をご確認ください。

2020年4月

損害保険料率算出機構

---

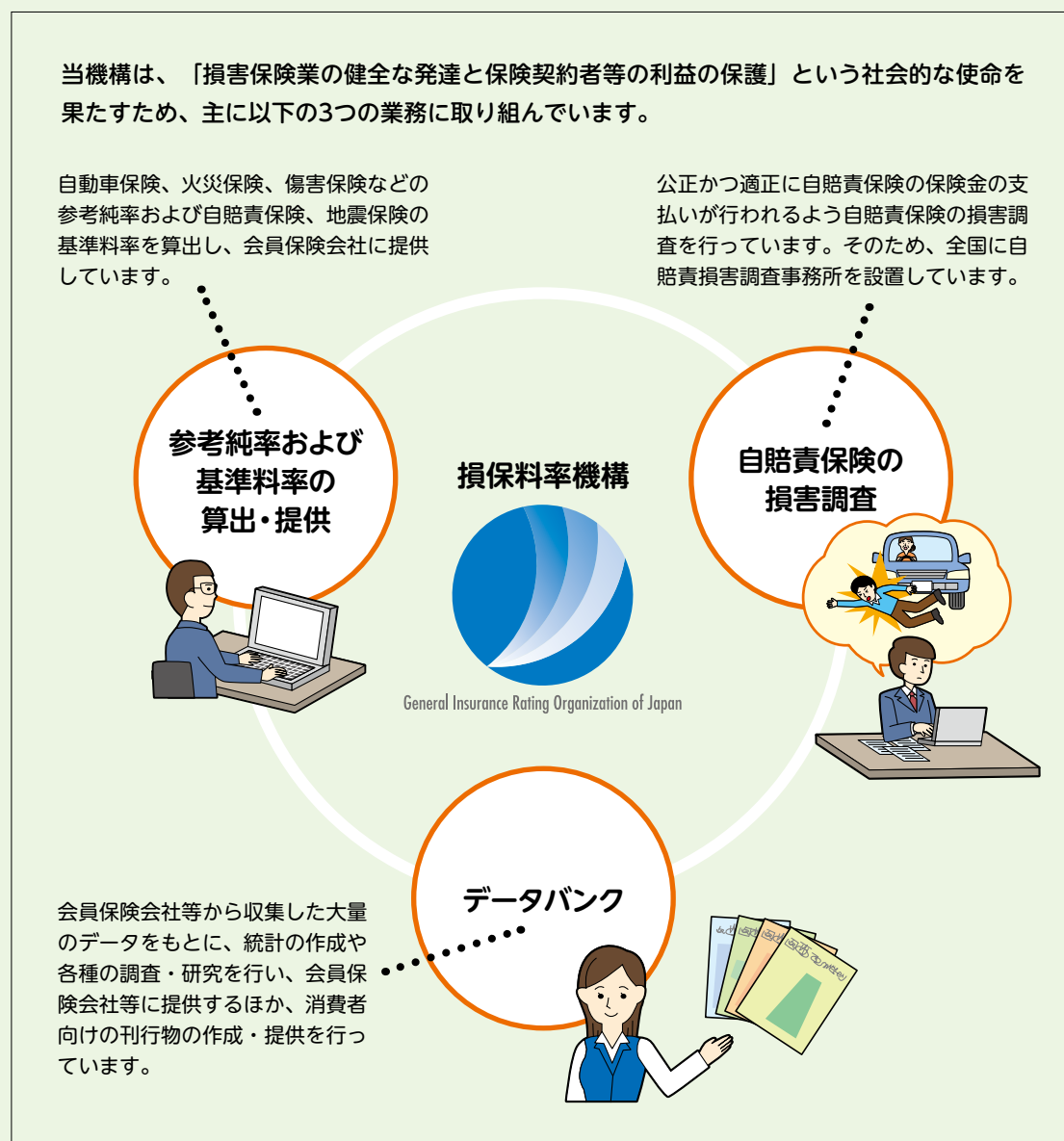
## 損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

損害保険料率算出機構（損保料率機構）は、損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人）であり、損害保険会社を会員とする組織です※1 ※2。

当機構は、「損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益の保護」という社会的な使命を果たすため、主に以下の3つの業務に取り組んでいます。

自動車保険、火災保険、傷害保険などの参考純率および自賠責保険、地震保険の基準料率を算出し、会員保険会社に提供しています。

公正かつ適正に自賠責保険の保険金の支払いが行われるよう自賠責保険の損害調査を行っています。そのため、全国に自賠責損害調査事務所を設置しています。



※1 1948年11月1日に、損害保険料率算定会が設立され、1964年1月8日に、自動車保険料率算定会が、損害保険料率算定会から分離・独立して設立されました。その後、2002年7月1日に両算定会が統合し、当機構が業務を開始しました。

※2 損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに当機構に加入、脱退することができます。会員保険会社数は35社（2020年4月1日現在）です。

当機構の概要は、ウェブサイト掲載の「損害保険料率算出機構 組織のご案内」をご参照ください。

# 目次

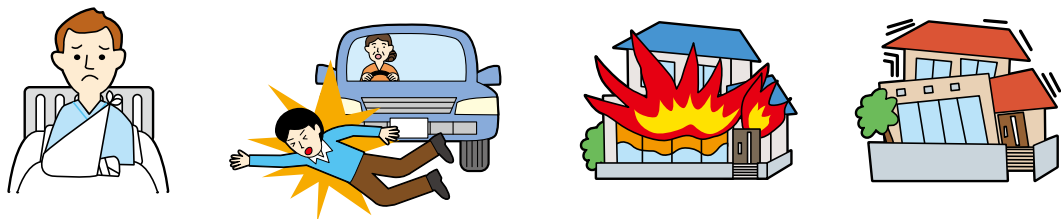
	はしがき	1
	損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは	2
	<b>はじめに</b> 損害保険とは	4
<hr/>		
<b>第Ⅰ部</b>   傷害保険の 制度概要	1 傷害保険の仕組み	6
	2 傷害保険の概要	
	<b>1</b> 主な傷害保険の種類	8
<hr/>		
<b>第Ⅱ部</b>   傷害保険	1 傷害保険とは	
	<b>1</b> 傷害保険の保険約款	10
	<b>2</b> 傷害保険の補償内容	11
	<b>3</b> 傷害保険標準約款	17
	2 傷害保険の保険料率	
	<b>1</b> 傷害保険の保険料率の概要	18
	<b>2</b> 傷害保険の参考純率の算出	23
	<b>3</b> 傷害保険の参考純率の算出後の流れ	25
	<b>4</b> 傷害保険の参考純率の検証と改定	26
	3 傷害保険の現況	
	<b>1</b> 保険料（収入）の状況	27
	<b>2</b> 保険金（支払い）の状況	28
	<b>トピックス</b>	
<b>1</b> 高齢化の進展	31	
<b>2</b> 入院日数の動向変化に関する背景	32	
<hr/>		
<b>第Ⅲ部</b>   からだに関する 保険関連の統計	1 傷害保険統計	34
	2 関連情報	54

# はじめに — 損害保険とは

## 1 保険の役割

保険は、多くの人がお金を出し合い、万が一のことが起こった場合に、出し合ったお金の助け合う制度です。

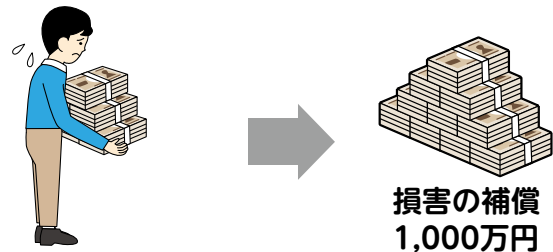
日常生活には、大ケガや重病、交通事故、火災、台風、地震、盗難など非常に多くの「万が一のこと」が潜んでいます。こうした「万が一のこと」は、健康管理や安全運転に心がけるなど、できるだけ回避するに越したことはありません。しかし、どれだけ気をつけていても「万が一のこと」が起きてしまう可能性があります。



例えば、「家が火事で焼けてしまう」ことが1万人に1人の確率で起こり、その損害が1,000万円であるとして、1万人のうち誰がそのような災害に遭うのかわかりません。このような事態に備える方法として、次の2つが考えられます。

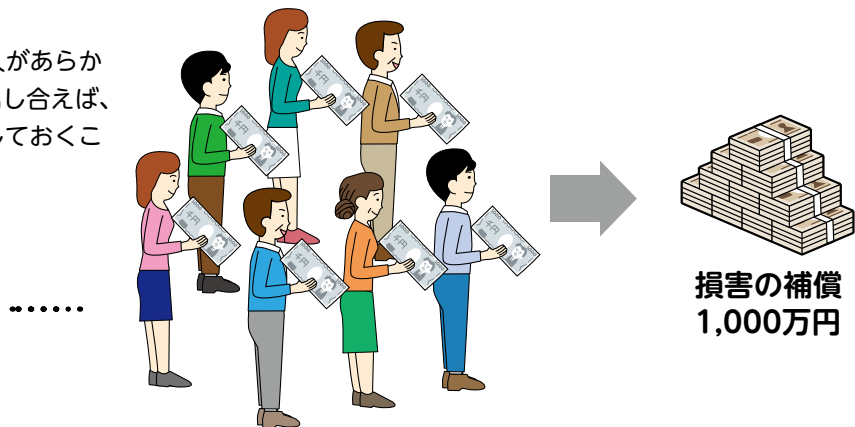
### 貯蓄

1万人の人が皆それぞれに、1,000万円を用意しておく必要があります。



### 保険

例えば1万人の人があらかじめ1,000円ずつ出し合えば、1,000万円を用意しておくことができます。



このように保険は、保険契約者一人一人が少しずつお金を出し合い、「万が一のこと」が起こった場合に出し合ったお金の助け合う制度で、少ない負担で大きな安心を得ることができます。

## 2 保険の分類

保険には、公営のものと民営のものがあり、それぞれ大きく分けて損害保険と生命保険があります。

保険には、その運営主体によって公営保険と民営保険があります。

公営保険は、政府などの公的機関が社会政策や経済政策など公共政策上の目的を達成するために運営している保険であり、国民健康保険や国民年金、雇用保険などがあります。民営保険は、民間の保険会社が販売している保険です\*。

また、保険には、備える「万が一のこと」の種類によって大きく分けて損害保険と生命保険があります。損害保険は交通事故や火災など偶然の事故に、生命保険は人の死亡などに、それぞれ備えるものです。

\*民営保険に該当する保険であっても、自動車損害賠償責任保険は自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている保険であり、地震保険は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として法令で定められた損害を補償する保険であるなど、公共政策としての保険もあります。

## 3 損害保険の種類

民間の保険会社が販売している損害保険には、くるまに関する保険、すまいに関する保険、からだに関する保険など、さまざまな種類があります。

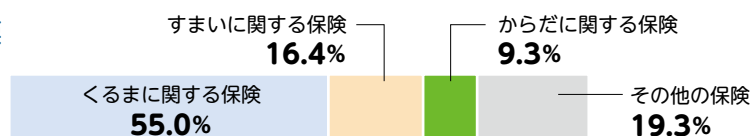
### ■ 損害保険の商品の例

くるまに関する保険	自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険)	法律で契約が義務付けられている保険で、自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、一定の限度額まで保険金が支払われます。
	自動車保険	自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険から支払われる額の超過部分に対して保険金が支払われるほか、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合、ご自身・搭乗者が死傷した場合またはご自分の自動車に損害を被った場合に保険金が支払われます。
すまいに関する保険	火災保険	火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます (事務所や工場なども含まれます)。
	地震保険	地震や噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。
からだに関する保険	傷害保険	日常生活の事故などによって死傷した場合に保険金が支払われます。
	医療保険	ケガや病気によって入院した場合や手術を受けた場合に保険金が支払われます。
その他の保険	個人賠償責任保険	日常生活の事故によって他人を死傷させたり、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。
	所得補償保険	ケガや病気などによって働けなくなった場合に保険金が支払われます。
	海上保険	航海中に沈没、転覆、座礁などにより、船舶や積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。
	運送保険	陸上輸送や航空輸送などの最中に衝突、脱線、墜落などにより、積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。

memo

### 損害保険会社のマーケット規模

2018年度の元受正味収入保険料は約9兆3,707億円です。その内訳は右のとおりです。

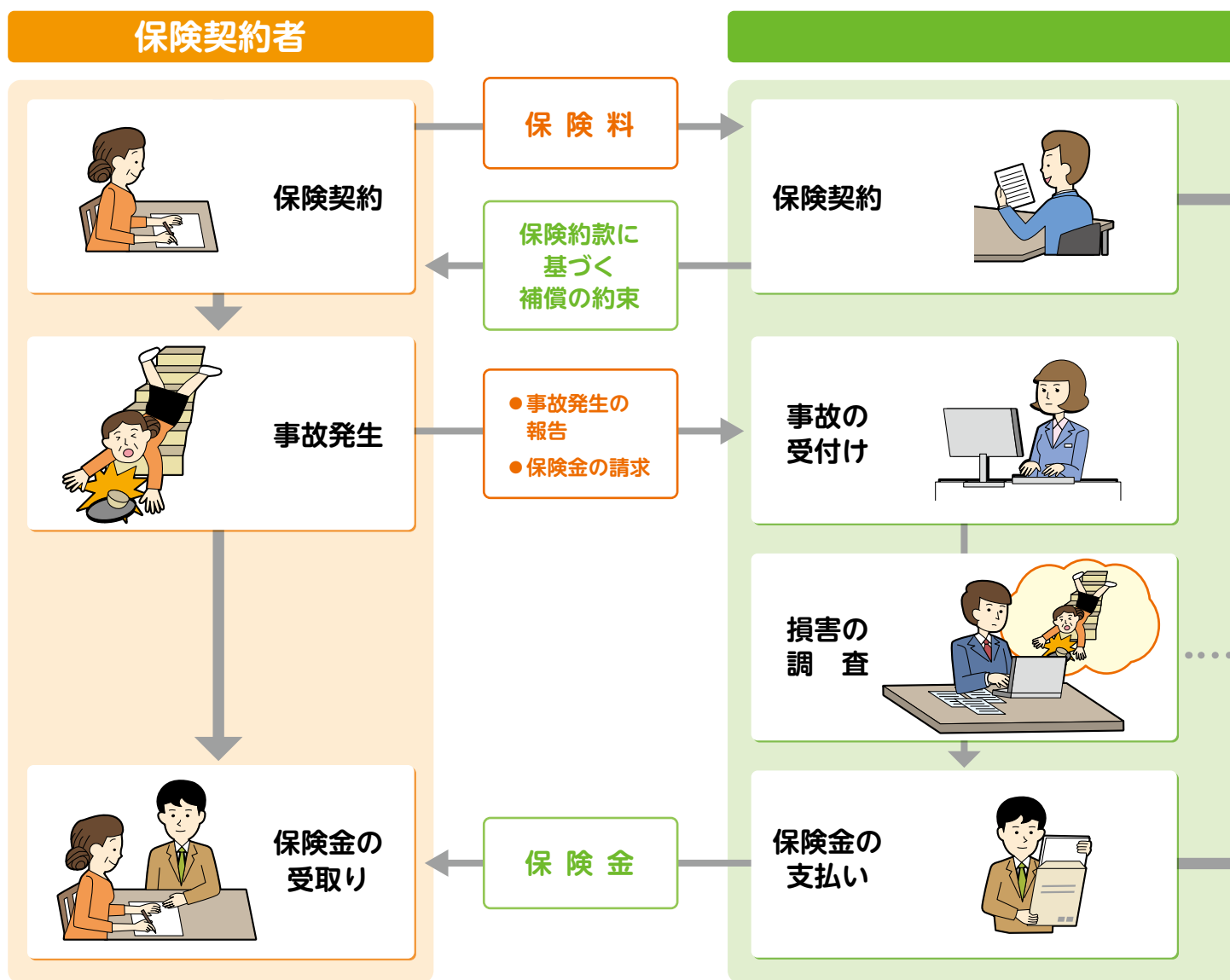


※「令和元年版 インシュアランス損害保険統計号」(株式会社 保険研究所) から作成。

# 1 傷害保険の仕組み

保険契約者は、補償内容などを定めた「保険約款」に基づいて保険会社と契約を行い、「保険料」を支払うことにより、将来事故が発生したときの補償を得ることができます。

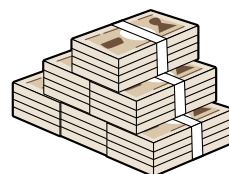
「保険料」は過去の契約・支払いに関するデータなどにより算出しており、「保険約款」は補償内容に関する保険契約者のニーズや社会環境の変化などを踏まえて適宜見直しています。



## 保険料と保険金の違いは？

保険料とは、将来事故が発生したときの補償を得るために、保険契約者が保険会社に支払うお金をいいます。

保険金とは、事故により損害が発生したときに、保険会社が支払うお金をいいます。





## 保険会社の役割

### 契約に関するデータ

### 保険料の算出

- 保険料は、事故が発生したときに保険会社が支払う保険金、人件費、その他諸経費などにより算出しています。
- 保険料を算出する要素のうち、保険金は将来に発生する事故に対して支払われるため、契約時には確定していません。
- したがって、保険料の算出にあたっては、将来の事故の発生率や支払額を予測する必要があります。
- そこで、過去の契約・支払いに関する大量のデータを基に算出を行います。
- また、保険金の支払いに影響を与える要素として、事故件数の増加などの社会環境の変化についても考慮しています。

### 保険約款の作成

- 保険約款では、保険商品の補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。
- また、保険契約に関する基本的なルールを定めた「保険法」の内容に沿って、保険会社や保険契約者が守らなければならない事項なども定めています。
- 保険約款は、補償内容に関する保険契約者のニーズ、利便性の向上、その他社会環境の変化などに対応するため、適宜見直しています。

### 損害の調査

- 以下のような調査を行います。
- 保険金の支払対象かどうか
  - 損害の額がいくらになるのか

### 支払いに関するデータ

### 社会環境の変化

- 日常生活の不慮の事故や交通事故の傾向
- 少子高齢化
- 法令の改正 など

#### memo

#### なぜ大量のデータを用いるの？

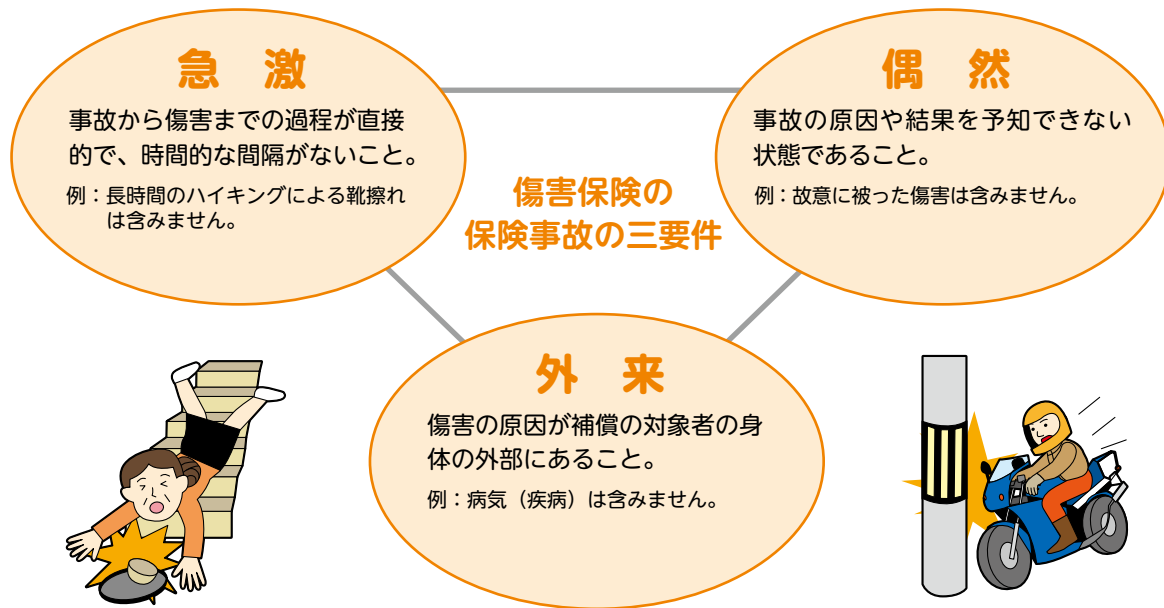
例えば、サイコロを振る回数を何千回、何万回と増やしていくほど、それぞれの目の出る割合は6分の1に近づいていきます。このように、一見偶然に見える事象であっても、データを大量に収集することによって、その事象がある一定の法則をもって発生していることがわかります。

これを「大数の法則」といい、事故が発生する確率や支払われる保険金を算出する際には、この法則を十分に機能させるため、大量のデータを用いています。



## 2 傷害保険の概要

傷害保険は、日常生活での事故や交通事故などによって起こるケガ（傷害といいます）を補償する保険です。傷害ならば何でも保険金が支払われるというわけではなく、以下の要件を満たす事故による傷害に対して保険金が支払われます。



### 1 主な傷害保険の種類

傷害保険には、補償内容ごとに主に以下の種類があります。

#### (1) 普通傷害保険

国内・国外を問わず、家庭内、職場内、学校内、通勤通学途上および旅行中など、日常生活のなかで起こるさまざまな傷害を補償します。



#### (2) 家族傷害保険

普通傷害保険が個人を対象とするのに対し、家族全員を補償の対象とすることができる保険です。補償内容は普通傷害保険と同様です。

※家族傷害保険の補償の対象者は以下のとおりです。

- ①本人
- ②本人の配偶者
- ③本人またはその配偶者の同居の親族
- ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子  
(例：仕送りを貰って一人暮らしをしている学生など)



### (3) 交通事故傷害保険

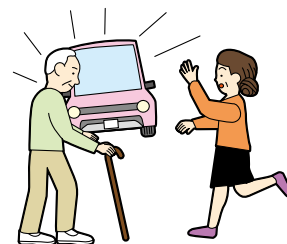
国内・国外を問わず、主として交通事故による傷害を補償する保険です。また、乗り物の火災による傷害も対象としています。



### (4) ファミリー交通傷害保険

交通事故傷害保険が個人を対象とするのに対し、家族全員を補償の対象とすることができる保険です。補償内容は交通事故傷害保険と同様です。

※ファミリー交通傷害保険の補償の対象者は、家族傷害保険と同様です。



### (5) 国内旅行傷害保険

国内旅行中（旅行の目的のために家を出発してから帰宅するまでの間）の傷害を補償する保険です。



### (6) 海外旅行傷害保険

海外旅行中（旅行の目的のために家を出発してから帰宅するまでの間）の傷害のほか、病気、賠償損害、携行品損害、救援者費用（例：補償の対象者が旅行先で死亡、入院または遭難により救助を要した場合に捜索救助、移送または現地に赴くために支出した費用）などについて補償する保険です。



傷害保険は上記の他にもさまざまな種類があります。なお、この資料では上記（1）～（6）の傷害保険について、第Ⅱ部 1 傷害保険とは（P10）で詳しく説明しています。

# 1 傷害保険とは

傷害保険の保険約款の内容は、各保険会社によって異なります。



※一般的な傷害保険契約に関する説明には [←一般的な傷害保険契約](#) と記載し、傷害保険参考純率に関する説明には [←傷害保険参考純率](#) と記載しています。

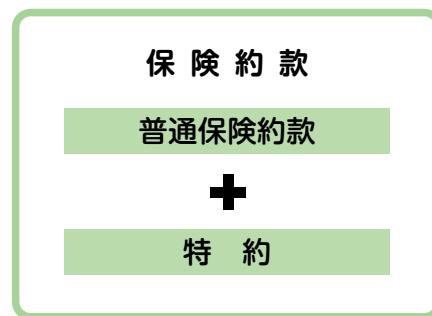
## 1 傷害保険の保険約款

傷害保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

[←一般的な傷害保険契約](#)

### ■保険約款の構成

傷害保険の保険約款には、基本となる補償内容および契約の手続きに関する事項を定めた普通保険約款と、オプションとなる補償内容など普通保険約款の内容に追加・変更を行う特約があります。



[➡](#) 主な特約については、1 [2](#)(3)主な特約の内容 (P16) をご参照ください。

## 2 傷害保険の補償内容

以下では、傷害保険の一般的な補償内容を説明していますが、個々の契約の補償内容は各保険会社が販売している保険の内容や保険契約者の方が選択される内容によって異なります。

### (1) 各保険の補償内容

←一般的な傷害保険契約

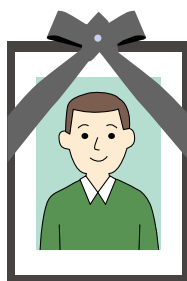
傷害保険は、傷害などの内容に応じて、支払われる保険金の種類と支払われる保険金の額が異なります。

#### ① 普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・国内旅行傷害保険

##### ■死亡保険金

###### ●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日以内に死亡した場合



###### ●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額  
(保険金額)

##### ■後遺障害保険金

###### ●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合



###### ●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額  
(保険金額)

×

後遺障害の程度に応じた  
所定の割合

##### ■入院保険金

###### ●保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日以内に入院した場合



###### ●支払われる保険金の額

契約時に設定した金額  
(入院保険金日額)

×

入院日数 (180日を限度)

## ■ 通院保険金

### ● 保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日以内に通院した場合



### ● 支払われる保険金の額

契約時に設定した金額  
(通院保険金日額)

×

通院日数 (90日を限度)

## ■ 手術保険金

### ● 保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合



### ● 支払われる保険金の額

#### (1) 入院中に受けた手術の場合

契約時に設定した金額  
(入院保険金日額)

× 10

#### (2) (1) 以外の手術の場合

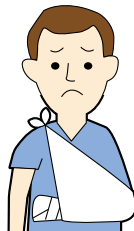
契約時に設定した金額  
(入院保険金日額)

× 5

## ■ 部位・症状別保険金※

### ● 保険金が支払われる場合

傷害発生からその日を含めて180日以内に治療を受けた場合



### ● 支払われる保険金の額

#### (1) 治療日数が5日以上の場合

契約時に設定した金額  
(部位・症状別保険金額)

×

傷害が生じた部位および  
症状に応じた所定の倍率

#### (2) 治療日数が5日未満の場合

契約時に設定した金額  
(部位・症状別保険金額)

※特約を付帯することによって支払われる保険金です。  
なお、国内旅行傷害保険にはこの特約はありません。

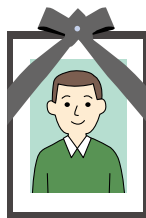
## ② 海外旅行傷害保険

海外旅行傷害保険は、支払われる保険金が特約で規定されており、これらの特約を組み合わせることで補償内容を決めます。

### ■ 傷害死亡保険金

#### ● 保険金が支払われる場合

旅行中の傷害発生からその日を含めて180日以内に死亡した場合



#### ● 支払われる保険金の額

契約時に設定した金額  
(傷害死亡保険金額)

### ■ 傷害後遺障害保険金

#### ● 保険金が支払われる場合

旅行中の傷害発生からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合



#### ● 支払われる保険金の額

契約時に設定した金額  
(傷害後遺障害保険金額)

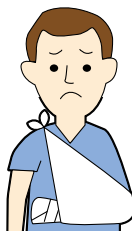
×

後遺障害の程度に応じた  
所定の割合

### ■ 傷害治療費用保険金

#### ● 保険金が支払われる場合

旅行中の傷害発生からその日を含めて180日以内に治療を受けた場合



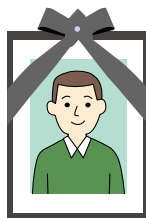
#### ● 支払われる保険金の額

契約時に設定した金額  
(傷害治療費用保険金額)  
を上限とする治療のために  
実際に支出した金額

### ■ 疾病死亡保険金

#### ● 保険金が支払われる場合

旅行中に疾病で死亡した場合、旅行中に疾病を発病して、帰国後72時間以内に治療を開始し、帰国後30日以内に死亡した場合など



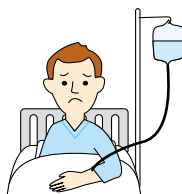
#### ● 支払われる保険金の額

契約時に設定した金額  
(疾病死亡保険金額)

### ■ 疾病治療費用保険金

#### ● 保険金が支払われる場合

旅行中または帰国後に疾病を発病して、帰国後72時間以内に治療を開始した場合など



#### ● 支払われる保険金の額

契約時に設定した金額  
(疾病治療費用保険金額)  
を上限とする治療のために  
実際に支出した金額

## ■ 救援者費用等保険金

### ● 保険金が支払われる場合

補償の対象者が旅行先で死亡、入院、遭難した場合など



### ● 支払われる保険金の額

契約時に設定した金額  
(救援者費用等保険金額)  
を上限とする捜索救助、移送、  
救援者の渡航・宿泊等のために  
実際に支出した金額

※上記のほかに、傷害治療費用保険金、疾病治療費用保険金および救援者費用等保険金をセットにした「治療・救援費用保険金」があります。

## (2) 保険金が支払われない場合

←一般的な傷害保険契約

次のような場合には、保険金は支払われません。

① 普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・国内旅行傷害保険 (例)

<p>保険契約者または補償の対象者の故意・重大な過失※</p>	<p>無資格運転、酒気帯び運転</p>	<p>疾 病</p>
<p>地震・噴火、またはこれらによる津波</p>	<p>山岳登山、スカイダイビングなどの約款上で定められている危険な運動</p>	<p>戦 争</p>

※家族傷害保険およびファミリー交通傷害保険の場合、保険金が支払われないのは、その補償の対象者の被った傷害に限ります (例:本人が故意に事故を起こし、本人と配偶者がともに傷害を被った場合、配偶者の傷害については保険金が支払われます)。



## ② 海外旅行傷害保険（例）

海外旅行傷害保険は、保険金の種類によって保険金が支払われない場合があります。

### ■ 傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、傷害治療費用保険金

<p>保険契約者または補償の対象者の故意・重大な過失</p> 	<p>無資格運転、酒気帯び運転</p> 
<p>疾 病</p> 	<p>戦 争</p> 


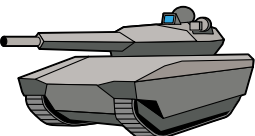
### ■ 救援者費用等保険金、治療・救援費用保険金

<p>保険契約者または補償の対象者の故意・重大な過失※1</p> 	<p>無資格運転、酒気帯び運転※2</p> 	<p>戦 争</p> 
--	---	--

※1 補償の対象者が自殺行為を行い、定められた期間内に死亡した場合には保険金が支払われます。

※2 補償の対象者の無資格運転などにより被った傷害によって、定められた期間内に死亡した場合には保険金が支払われます。

### ■ 疾病死亡保険金、疾病治療費用保険金

<p>保険契約者または補償の対象者の故意・重大な過失</p> 	<p>戦 争</p> 
--	--

### (3) 主な特約の内容

←一般的な傷害保険契約

※海外旅行傷害保険には以下の特約はありません。

#### ① 普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険

##### <補償範囲を縮小する特約>

死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	支払われる保険金の種類を死亡保険金および後遺障害保険金のみに限定します。
後遺障害等級限定（第〇級以上）補償特約	後遺障害保険金の支払われる後遺障害の範囲を限定します。
夫婦特約	補償の対象者を本人および配偶者のみに限定します。 （家族傷害保険およびファミリー交通傷害保険のみ）
入院保険金支払限度日数変更特約	入院保険金の支払限度日数（180日）を短縮します。
通院保険金支払限度日数変更特約	通院保険金の支払限度日数（90日）を短縮します。

##### <補償を拡充する特約>

後遺障害保険金の追加支払に関する特約	既に支払われた後遺障害保険金と同じ額の後遺障害保険金を追加支払します。
入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約	入院または通院をした場合、その期間の最初の7日間の保険金を2倍にします。

#### ② 国内旅行傷害保険

##### <補償範囲を縮小する特約>

死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	支払われる保険金の種類を死亡保険金および後遺障害保険金のみに限定します。
------------------------	--------------------------------------

### 3

## 傷害保険標準約款

当機構では、傷害保険の参考純率を算出しており、その算出にあたって前提となる補償内容などを定めています。これを保険約款という形で示したものを傷害保険標準約款といいます。

← 傷害保険参考純率

### ■ 傷害保険標準約款の種類

#### 標準約款

普通傷害保険

家族傷害保険

交通事故傷害保険

ファミリー交通傷害保険

国内旅行傷害保険

海外旅行傷害保険

## 2 傷害保険の保険料率

傷害保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表します。

### 1 傷害保険の保険料率の概要

#### (1) 傷害保険の保険料率

←一般的な傷害保険契約

傷害保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表し、保険料は保険金額に比例します\*。例えば、保険料率が0.003であった場合、保険金額を1,000万円で契約すると、保険料は3万円(=1,000万円×0.003)となり、保険金額を2,000万円で契約すると、保険料は6万円となります。

傷害保険の保険料率には、保険契約者が支払う傷害保険料が、補償の対象者の職種など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

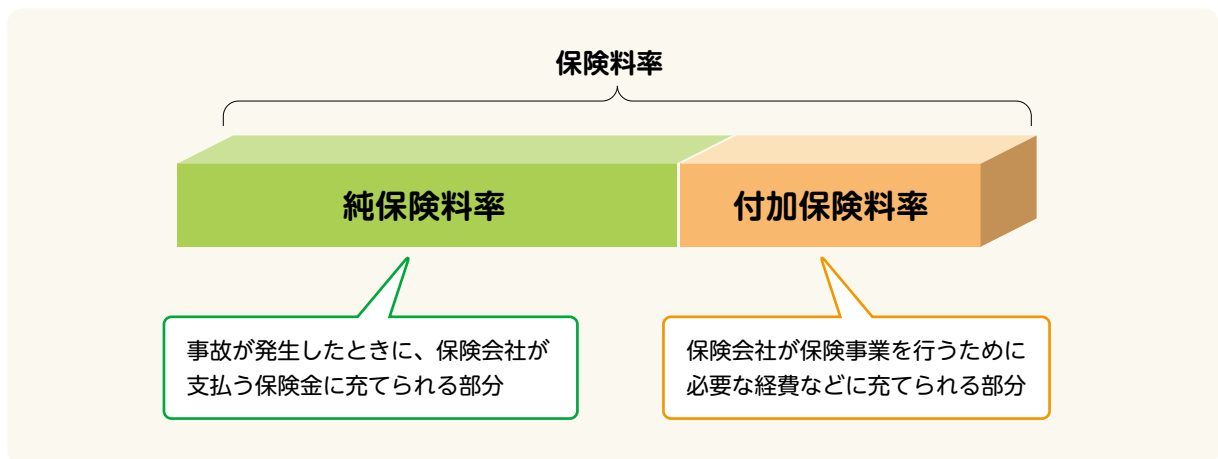
▶ 料率区分の詳細は、2-1(4)傷害保険の料率区分(P20)をご参照ください。

#### 保険金額

支払われる保険金の上限額をいい、契約時に定めます。なお、入院および通院における保険金額は、「保険金日額」(1日の入院または通院に対して支払われる保険金の上限額)といえます。

※海外旅行傷害保険における傷害治療費用や疾病治療費用など、保険金額を上限として実際に支出した金額を支払う補償については、保険料は保険金額比例ではありません。

#### ■ 保険料率の構成



memo

#### 保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「参考純率」との関係

- 「参考純率」とは、料率算出団体が算出する「純保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して傷害保険の「参考純率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」を算出する際の基礎として、「参考純率」を使用することができます。
- 付加保険料率部分については、保険会社が独自に算出します。

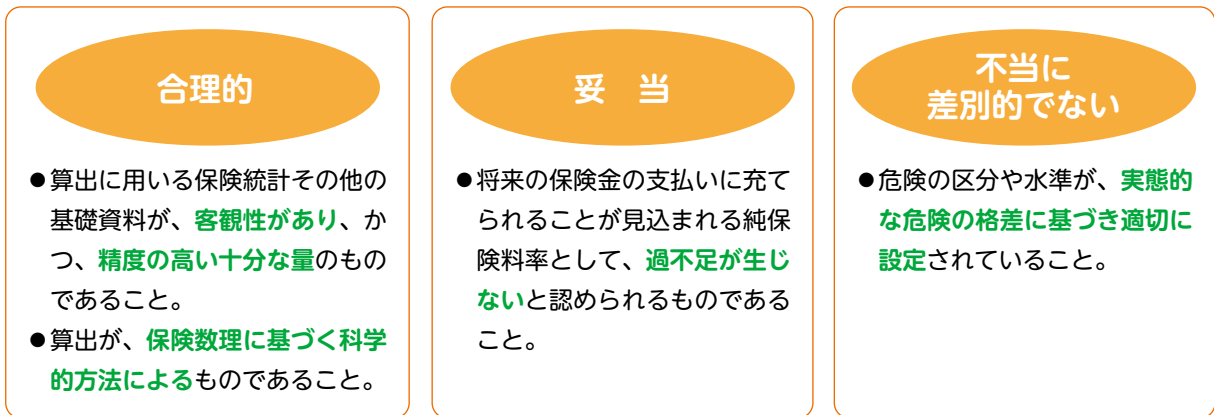
## (2) 保険料率の3つの原則

←一般的な傷害保険契約

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。

参考純率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

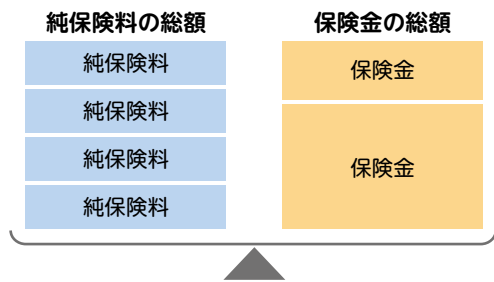
参考純率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。



「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

### 収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくする必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。



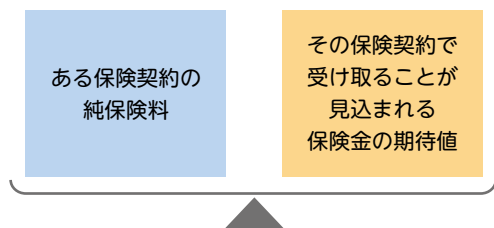
個々の契約について見ると

### 給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定する必要があります。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。



### (3) 参考純率を算出している傷害保険の種類

← 傷害保険参考純率

当機構では、以下の傷害保険の参考純率を算出しています。

普通傷害保険

家族傷害保険

交通事故傷害保険

ファミリー交通傷害保険

国内旅行傷害保険

海外旅行傷害保険

### (4) 傷害保険の料率区分

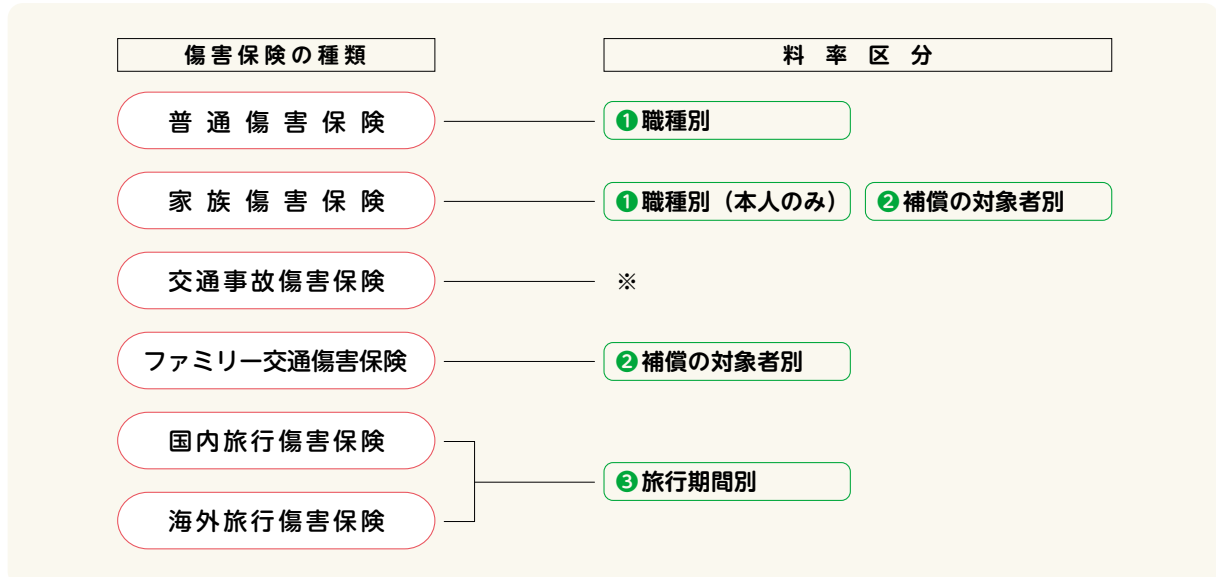
← 傷害保険参考純率

傷害保険の保険料率には、保険契約者が支払う傷害保険料が、職種、補償の対象者、旅行期間など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

以下では、参考純率における傷害保険の料率区分について説明していますが、実際の料率区分は保険会社によって異なります。

したがって、ご自身の契約に適用されている保険料率に関する詳細な情報は、保険証券をご確認のうえ、保険会社にお問い合わせください。

#### ■ 傷害保険の種類ごとの料率区分の一覧

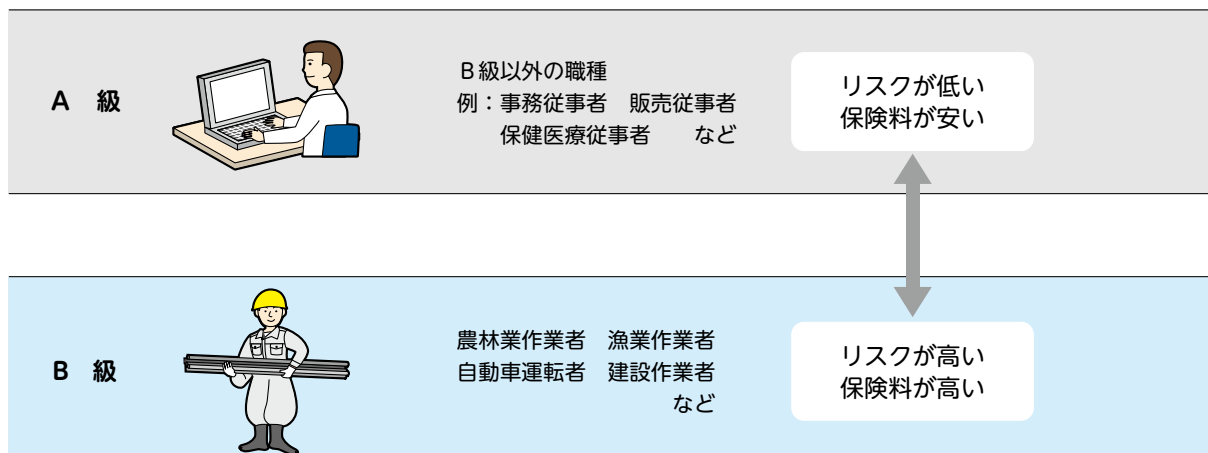


※交通事故傷害保険は、職種や補償の対象者による区分はなく一律です。

## ① 職種別

普通傷害保険および家族傷害保険は、日常生活全般において被った傷害を補償する保険ですが、補償の対象者がどのような職種についているかによって、傷害を被るリスクが異なるため、保険料率を職種により区分しています。

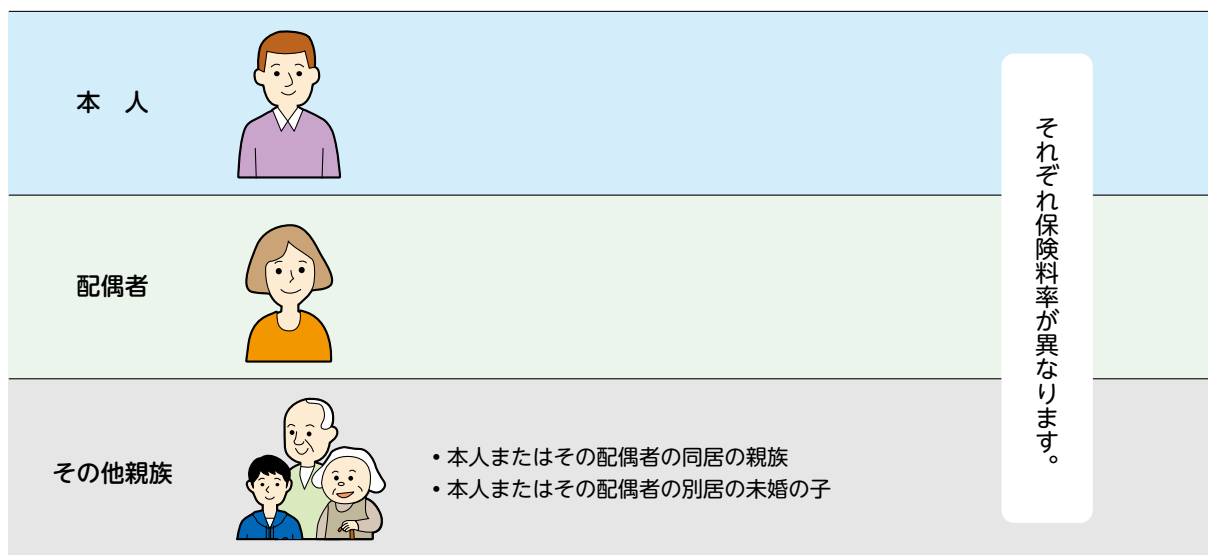
## ■ 傷害保険参考純率における職種別区分



## ② 補償の対象者別

家族傷害保険およびファミリー交通傷害保険の料率区分は、補償の対象者の区分（本人・配偶者・その他親族）ごとに設けられています。これら補償の対象者の組み合わせによって最終的な保険料が異なります。

## ■ 傷害保険参考純率における補償の対象者別区分



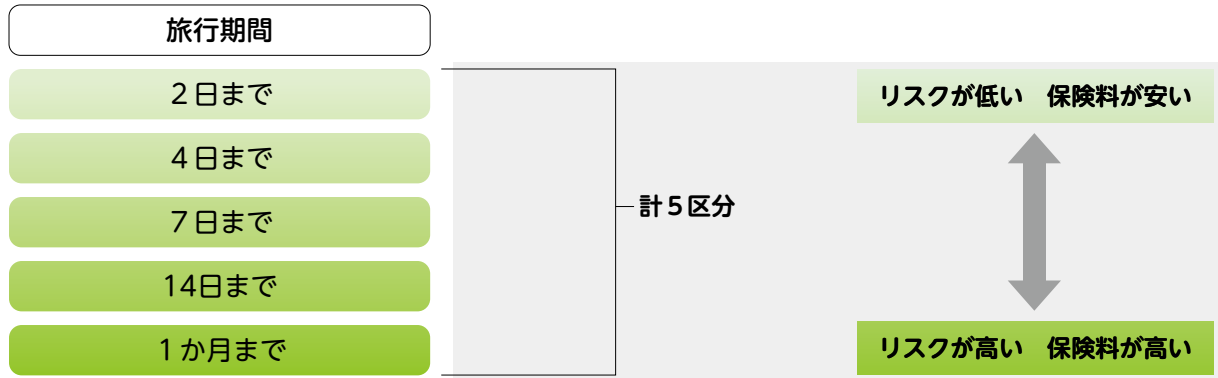
家族傷害保険および  
ファミリー交通傷害保険の契約パターン

- 本人と配偶者とその他親族
- 本人と配偶者
- 本人とその他親族

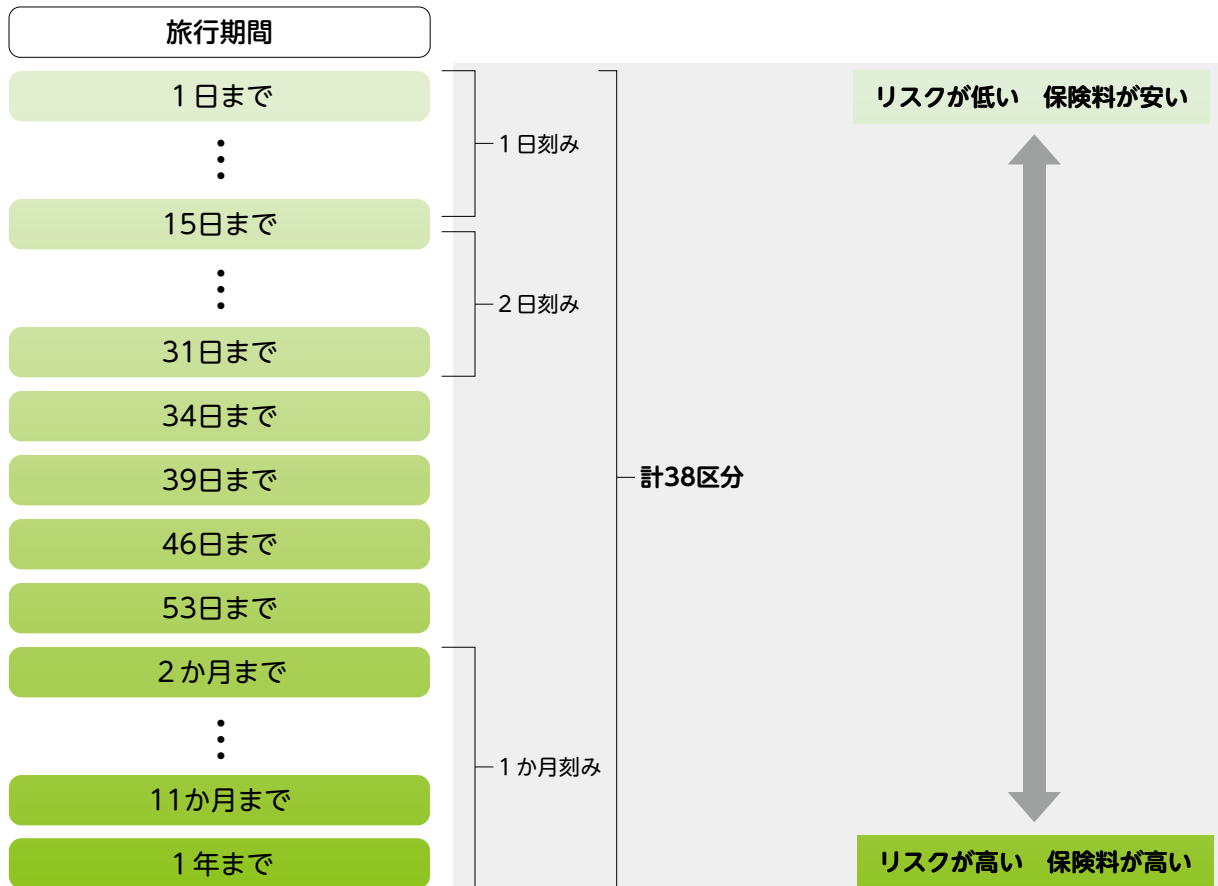
### ③ 旅行期間別

国内旅行傷害保険および海外旅行傷害保険は、旅行中に被った傷害などを補償する保険ですが、旅行期間に応じてそのリスクが異なるため、保険料率を旅行期間により区分しています。

#### ■ 国内旅行傷害保険における旅行期間別区分



#### ■ 海外旅行傷害保険における旅行期間別区分





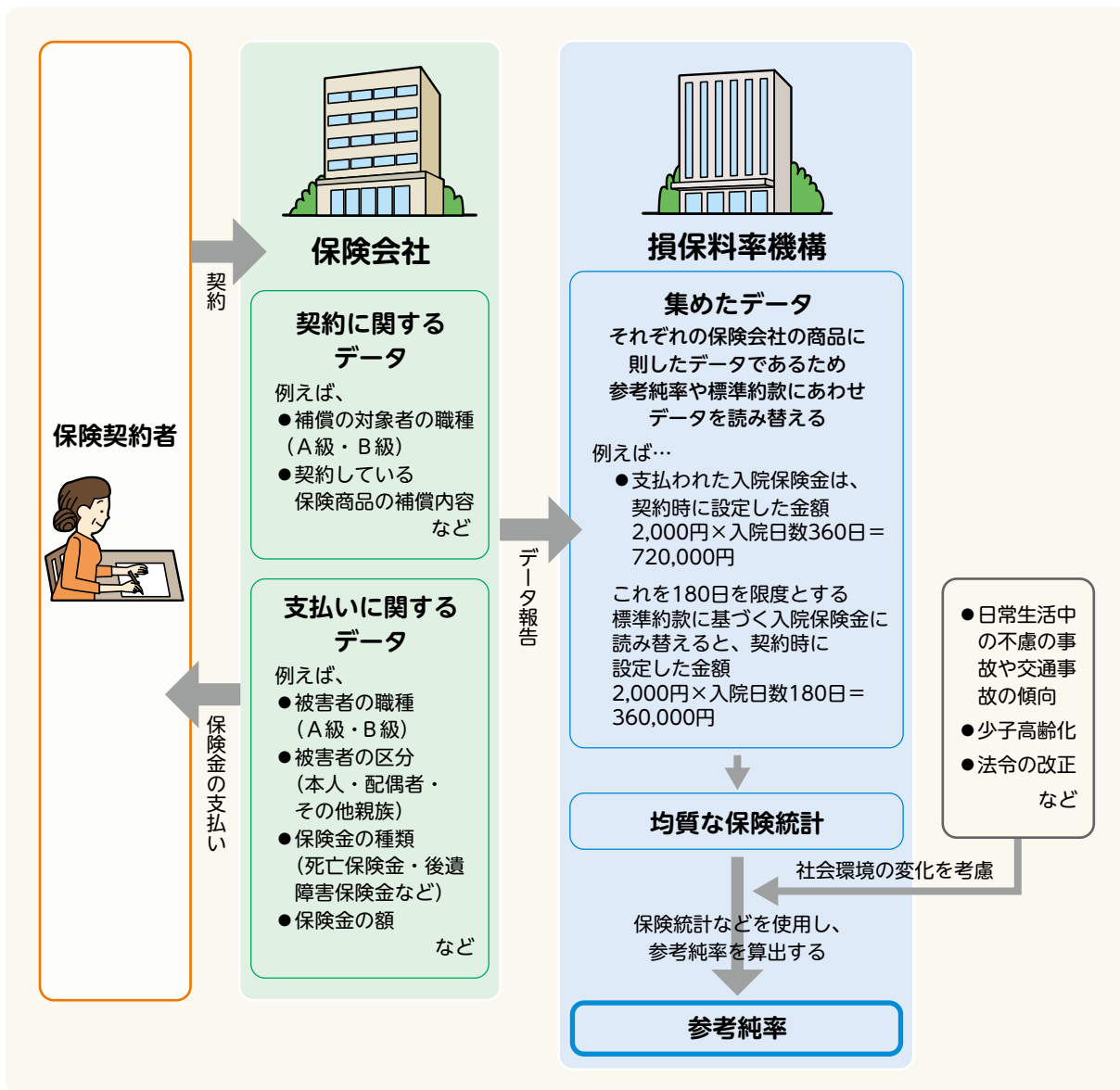
## 2 傷害保険の参考純率の算出

### (1) 統計データの収集から参考純率算出への流れ

← 傷害保険参考純率

当機構では保険会社から報告された契約・支払いに関する大量のデータを基に均質な保険統計を作成し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて参考純率の算出を行っています。

#### ■ 統計データの収集から傷害保険参考純率の算出への流れ



#### memo

#### 社会環境の変化の考慮

傷害保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

例えば、人口動態統計（厚生労働省発表）を用いて、不慮の事故による死亡リスクの傾向を確認したり、患者調査（厚生労働省発表）を用いて、病院や診療所を利用する患者の傷害の状況から入院・通院リスクの傾向分析を行ったりしています。

また、法令の改正（例：消費税率の引上げ）に伴って、傷害保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

### (2) 傷害保険参考純率の算出方法

← 傷害保険参考純率

参考純率は、保険金の総額を保険金額の総額で除すことにより算出します。

参考純率は、料率算出団体が算出する純保険料率のことですが、純保険料率は、保険料率のうち、保険金の支払いに充てられる部分の保険料（＝純保険料）の保険金額に対する割合をいいます。

➤ 純保険料率の詳細は、2-1(1)傷害保険の保険料率（P18）をご参照ください。

これを式で表すと、

純保険料率

=

必要と見込まれる純保険料の総額  
保険金額の総額

となります。

なお、純保険料は収支相等の原則に従う必要があることから、必要と見込まれる純保険料の総額は保険金の総額と等しくなるよう算出する必要があります。

➤ 収支相等の原則の詳細は、2-1(2)保険料率の3つの原則（P19）をご参照ください。

これを式で表すと、

必要と見込まれる  
純保険料の総額

=

保険金の総額

となります。

よって、

純保険料率

=

保険金の総額  
保険金額の総額

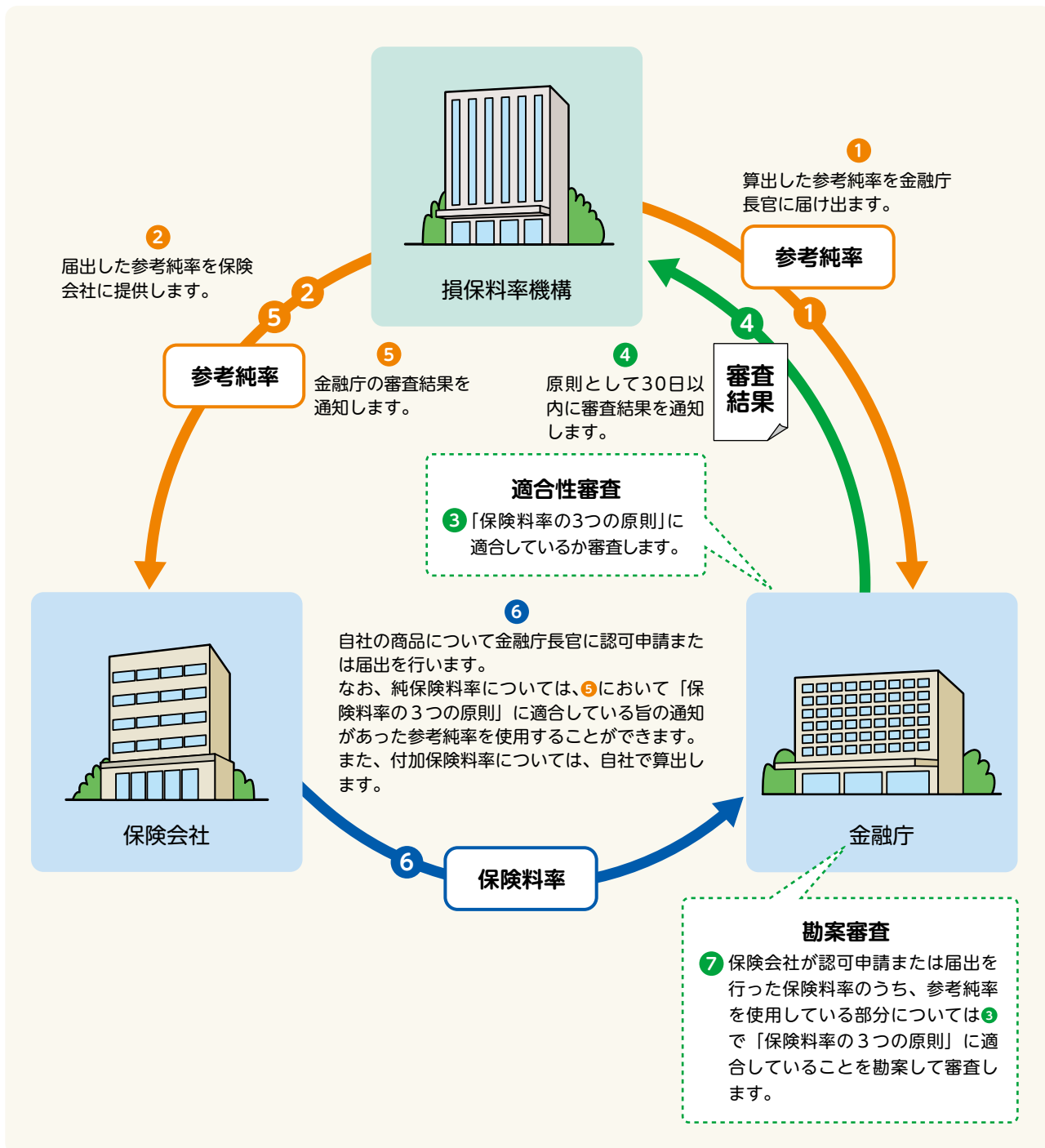
となるように算出します。

### 3 傷害保険の参考純率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した傷害保険参考純率の届出を行い、参考純率が「保険料率の3つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

← 傷害保険参考純率

#### ■ 傷害保険参考純率の算出後の流れ

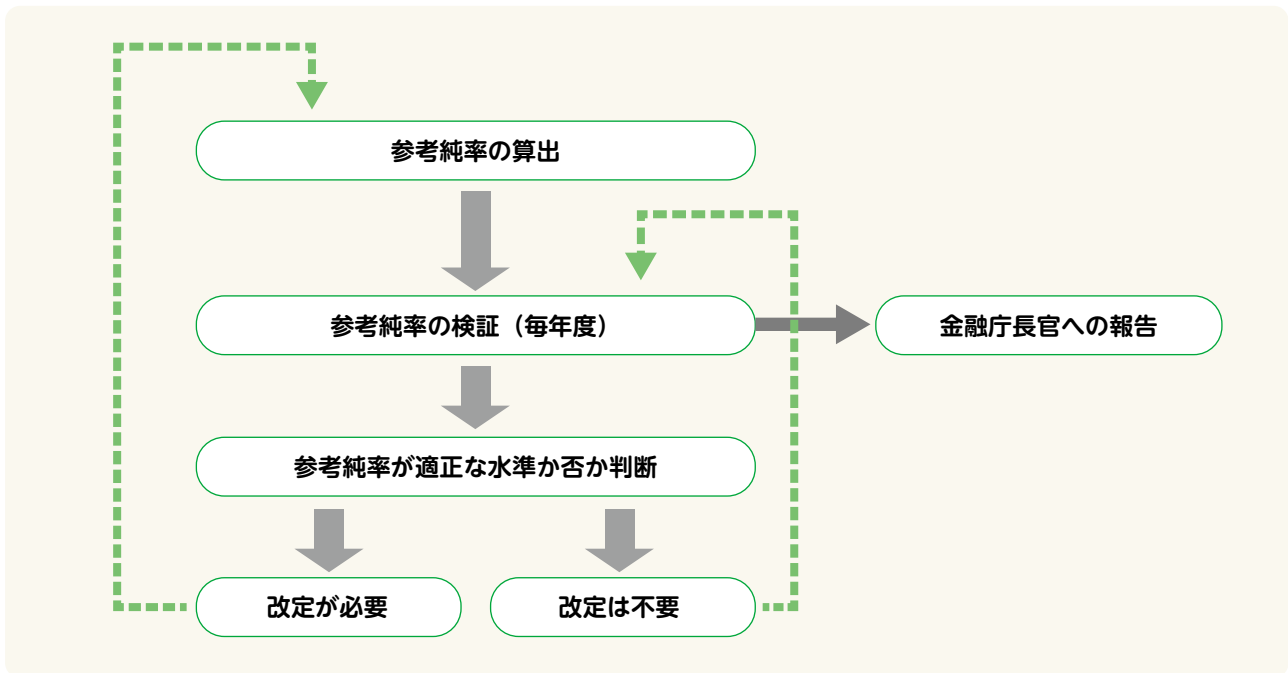


### 4 傷害保険の参考純率の検証と改定

参考純率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では参考純率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば参考純率の改定の届出を行います。

← 傷害保険参考純率

#### ■ 傷害保険参考純率の検証と改定の流れ



# 3 傷害保険の現況

保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

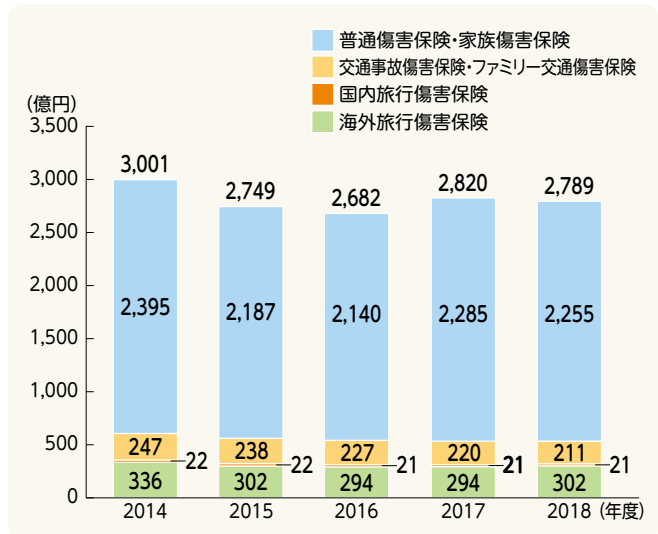
## 1 保険料（収入）の状況

傷害保険の保険料は、契約件数のほか、契約される補償内容（保険金額または補償範囲）、保険料水準の見直しなどの影響を受けて変動します。

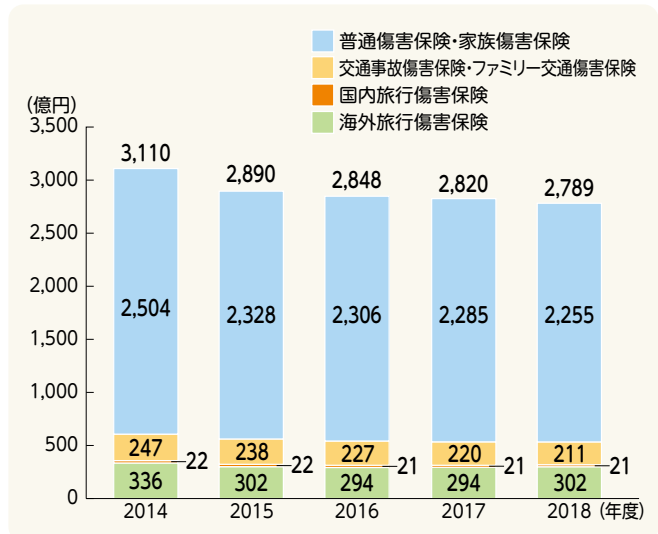
保険料は、図1のとおり、2017年度に増加が見られますが、2018年度は再び減少に転じています。保険料の減少については、補償の対象者1人あたりの保険金額が減少していること、補償範囲を縮小する特約の付帯率が上昇していることが主な要因と考えられます。

また、2017年度の増加については、普通傷害保険・家族傷害保険において、従来は集計対象としていなかった商品を2017年度から対象としたためであり、2016年度以前についても当該商品の保険料を算入した場合には、(参考)のグラフのとおり、減少傾向で推移しています。

図1 保険料の推移



(参考) 保険料の推移（2016年度以前の保険料を2017年度以降の集計対象商品に揃えて集計した場合）



### 保険料

図1の保険料は、2■(1) 傷害保険の保険料率（P18）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

### 集計方法について

リトン・ベースの数値です（以下、同様）。リトン・ベースとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

## 2 保険金（支払い）の状況

傷害保険の保険金は、図2のとおり、全体でみると減少傾向にあります。

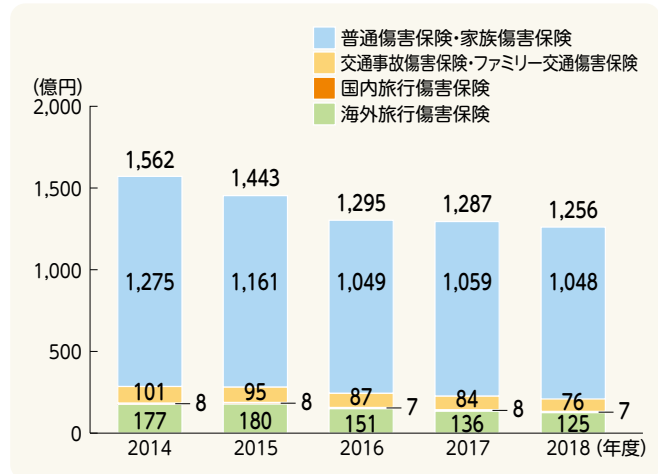
また、その内訳を主な保険の種類ごとにみると、次のような特徴がみられます。

- 普通傷害保険・家族傷害保険の保険金は、図2のとおり、2017年度に増加が見られますが、全体でみると減少傾向で推移しています。保険金の減少については、補償の対象者1人あたりの保険金額が減少していること、補償範囲を縮小する特約の付帯率が上昇していることが主な要因と考えられます。

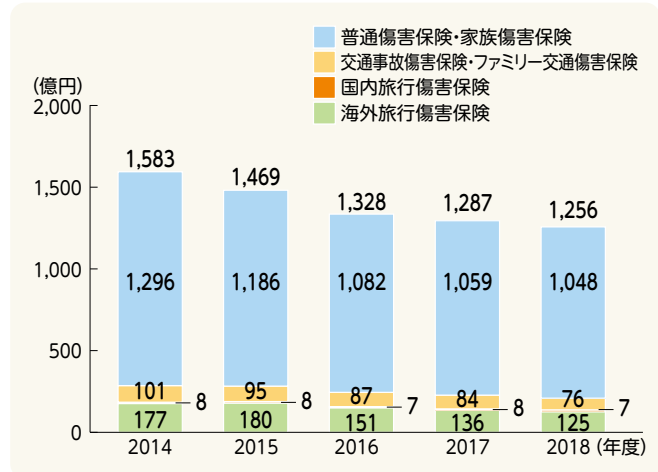
また、2017年度の増加については、普通傷害保険・家族傷害保険において、従来は集計対象としていなかった商品を2017年度から対象としたためであり、2016年度以前についても当該商品の保険金を算入した場合には、(参考)のグラフのとおり、減少傾向で推移しています。

- 海外旅行傷害保険の保険金は、2015年度に増加が見られるものの、概ね減少傾向で推移しています。これは、被害者1人あたりの治療費用に関する保険金の動向によるものと考えられます。

図2 保険金の推移



(参考) 保険金の推移 (2016年度以前の保険金を2017年度以降の集計対象商品に揃えて集計した場合)



### (1) 普通傷害保険・家族傷害保険

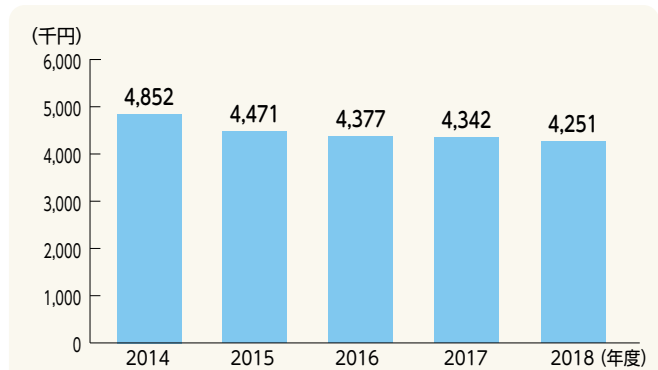


#### 補償の対象者1人あたりの保険金額の減少

前述の図2(参考)のとおり、普通傷害保険・家族傷害保険の保険金は、減少傾向で推移しています。これは、図3のとおり、補償の対象者1人あたりの保険金額(死亡・後遺障害)が減少傾向にあり、その影響を受けたためですが、これに加え、近年、補償範囲を縮小する特約(1-2(3)主な特約の内容(P16)参照)の付帯率が上昇していることも要因の一つとなっています。

補償範囲を縮小する特約の付帯率が上昇している背景としては、以降の2つの要因が考えられます。

図3 補償の対象者1人あたりの保険金額(死亡・後遺障害)の推移



※2016年度以前の保険金額には、2017年度に集計対象となった商品は含まれていません。



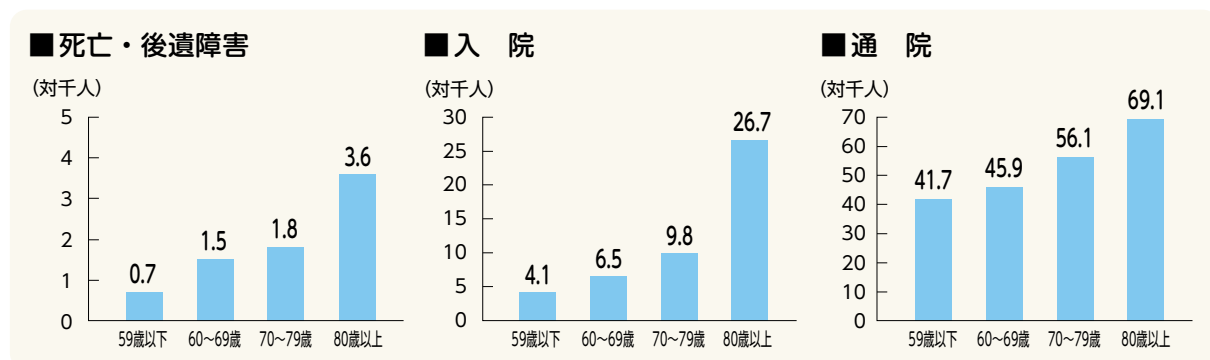
## 補償の対象者および被害者の高齢化

図4のとおり、傷害を被るリスク（ここでは「傷害リスク」といいます）は加齢とともに高まる傾向がみられます。また、高齢化の進展により、図5および図6のとおり、補償の対象者および被害者の高齢化が進んでいます（**トピックス①**（P31）参照）。

こうした、傷害リスクの高い高齢者の構成割合の増加に伴い、近年、保険料水準が引上げとなったことを背景※として、補償範囲を縮小する特約（**1 ②**(3)主な特約の内容（P16）参照）の付帯率が上昇したものと考えられます。

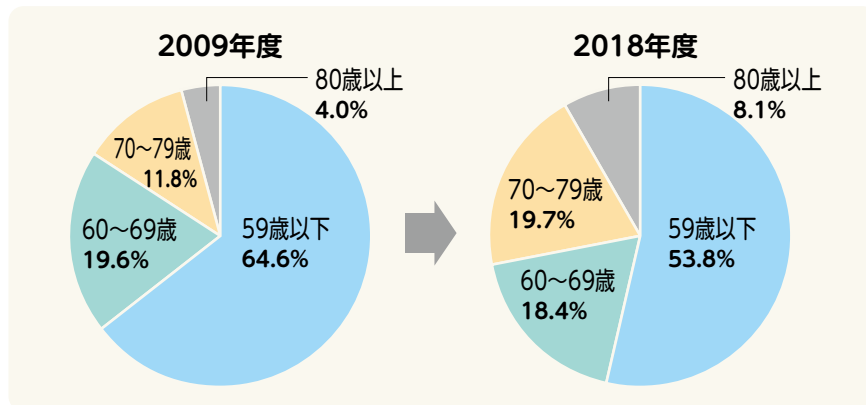
※普通傷害保険・家族傷害保険の参考純率は、2009年5月、2012年5月および2018年5月に引上げ改定を行いました。

図4 年代別の傷害リスクの違い（補償内容別）



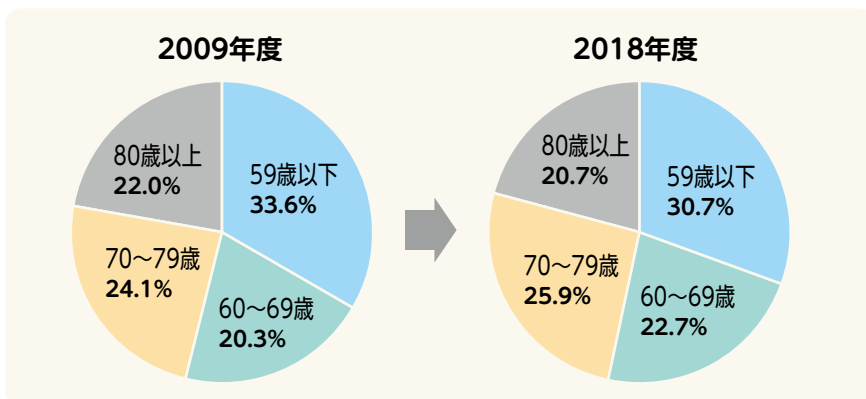
※補償の対象者1,000人に対する被害者数を比較したものです（2014~2018年度の累計値、補償の対象者「本人」について集計）。

図5 年代別 補償の対象者の構成割合（死亡・後遺障害）



※補償の対象者「本人」について集計した数値です。

図6 年代別 被害者の構成割合（死亡・後遺障害）



※被害者「本人」について集計した数値です。





## 平均通院日数の動向

図7は、普通傷害保険・家族傷害保険における平均入院日数（被害者1人あたり）および平均通院日数（同）の推移を示したものです。

入院および通院については、契約時に設定した保険金日額に、実際に入院や通院をした日数を乗じた額が保険金として支払われます。したがって、その日数が長いほど、支払われる保険金は増加することになります（ただし、保険金の支払対象となる日数には限度が設けられています（12(1)各保険の補償内容①（P11、12）参照）。

直近10か年の推移をみると、平均入院日数は短期化していますが、平均通院日数は2013年度まで長期化の傾向も見られるものの、2014年度以降は短期化へと変化しています※1。通院は入院よりも被害者数が多いことから（図8）、平均通院日数の動向は平均入院日数の動向よりも保険金の支払いに大きく影響します。2013年度までの平均通院日数の長期化に伴い、前記P29「補償の対象者および被害者の高齢化」と同様、保険料水準が引上げとなったことを背景※2として、近年、通院保険金の支払対象とする日数を短縮する特約の付帯率が上昇したものと考えられます。

※1 平均入院日数の短期化の背景には、国や都道府県における在宅医療を促進する取組みや医療技術の進歩などの影響があるものと考えられます（トビックス2（P32）参照）。

※2 普通傷害保険・家族傷害保険の参考純率は、2009年5月、2012年5月および2018年5月に引上げ改定を行いました。

図7 平均入院日数および平均通院日数の推移

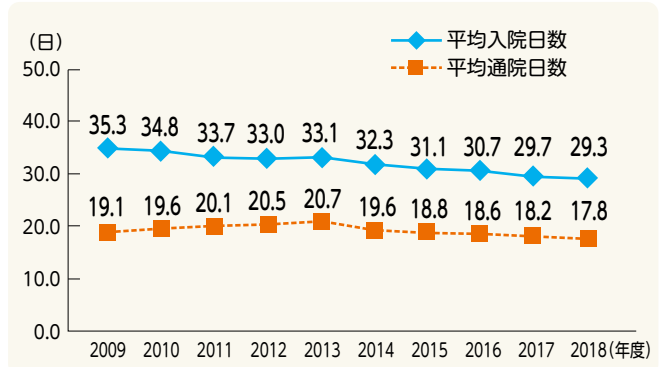
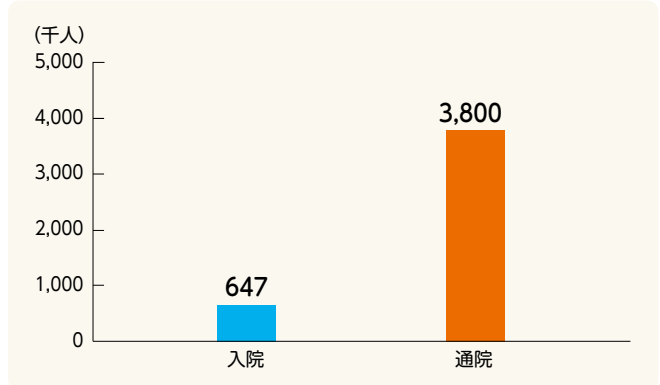


図8 入院および通院の被害者数



※2014～2018年度の累計値です。

## (2) 海外旅行傷害保険



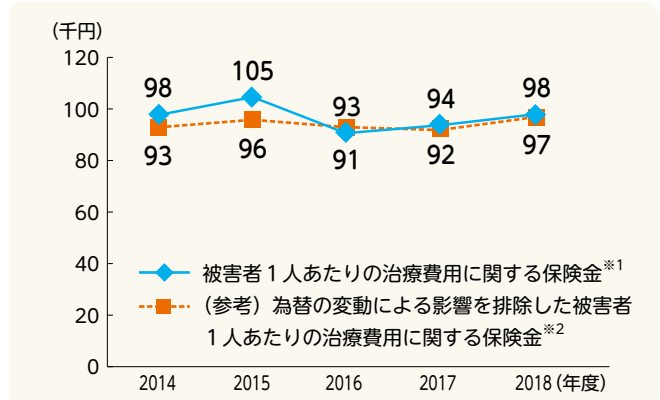
### 被害者1人あたりの治療費用に関する保険金の動向

治療費用に関する保険金は、海外旅行中に傷害や疾病のために治療を受け、その治療に要した費用を現地通貨で支払った場合に、その実費に対して支払われることから、旅行先の医療費水準の動向や為替の変動による影響を受けます（12(1)各保険の補償内容②（P13）参照）。

図9のとおり、被害者1人あたりの治療費用に関する保険金は、2015年度まで増加傾向で推移していましたが、2016年度は減少し、2017年度からは再び増加に転じています。この動きは、為替水準が主要通貨に対して2015年度までは円安傾向にあった後、2016年度は円高となり2017年度以降は再び円安で推移したことの影響を受けています。

なお、図9では参考として、為替の変動による影響を排除した被害者1人あたりの治療費用に関する保険金を掲載していますが、これによると為替の変動による影響がなければ、保険金は安定的に推移していることがわかります。

図9 被害者1人あたりの治療費用に関する保険金の推移



※1 治療・救援費用保険金（海外旅行中の傷害または疾病の治療や捜索救助に要した費用に関する保険金）を集計した数値です。

※2 為替水準を2019年3月末日の水準と仮定した場合の数値です。



## トピックス 1

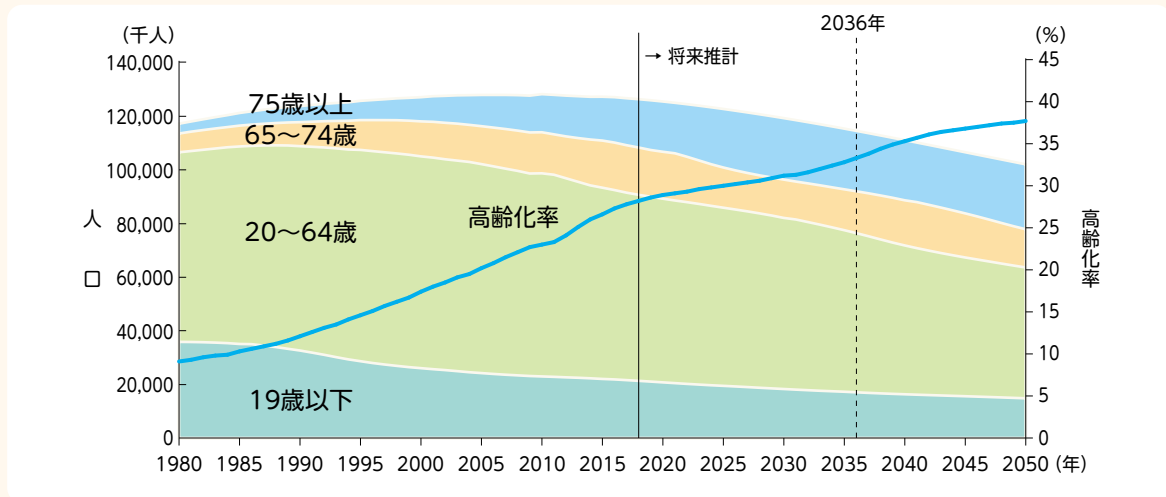
### 高齢化の進展

平均寿命の延伸に伴い、国民全体の高齢化が進んでおり、これを受けて傷害保険の補償の対象者においても高齢者の割合が増加しています。

2018年のわが国の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は28.1%となっています。今後も、高齢化が進むことによって、2036年には3人に1人が65歳以上になると予測されています（図10）。

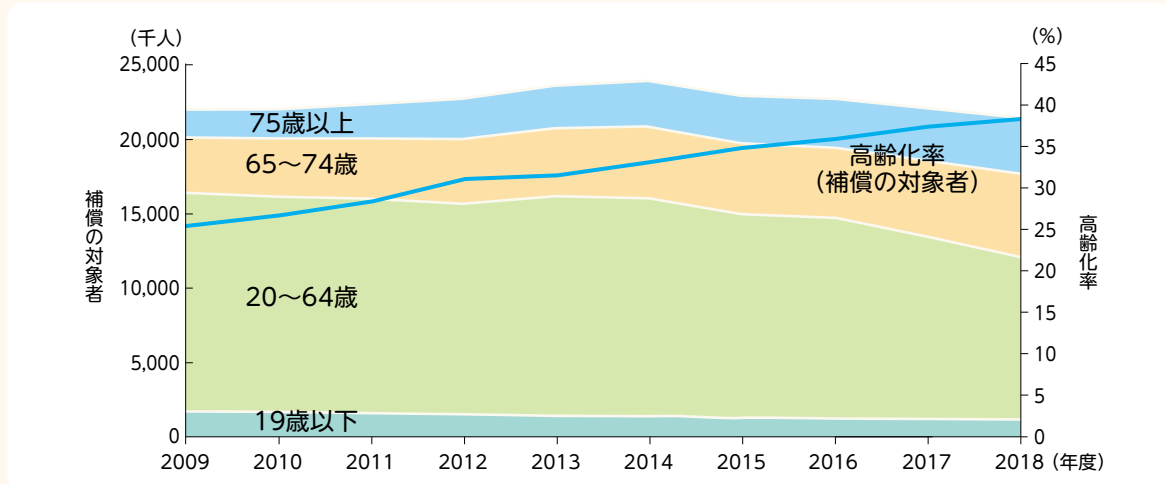
傷害保険においても、図11のとおり、補償の対象者の高齢化が進んでいます。

図10 わが国の人口の推移と将来推計人口



※2018年までは「国勢調査」および「人口推計」（総務省）、2019年以降は「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）（[http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp\\_zenkoku2017.asp](http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp_zenkoku2017.asp)）をもとに作成。

図11 補償の対象者の年齢分布（普通傷害保険・家族傷害保険／死亡・後遺障害）



※補償の対象者「本人」について集計した数値です。

### トピックス ②

#### 入院日数の動向変化に関する背景

国・都道府県による医療制度改革への取組み（在院日数の短縮化、在宅医療の促進など）や医療技術の進歩が、平均入院日数の動向に影響を与えています。

高齢化の進展を踏まえた医療提供体制の確保の観点から、以下のとおり、国・都道府県を主体とする平均在院日数の短縮や在宅医療の促進などの取組みが行われています。

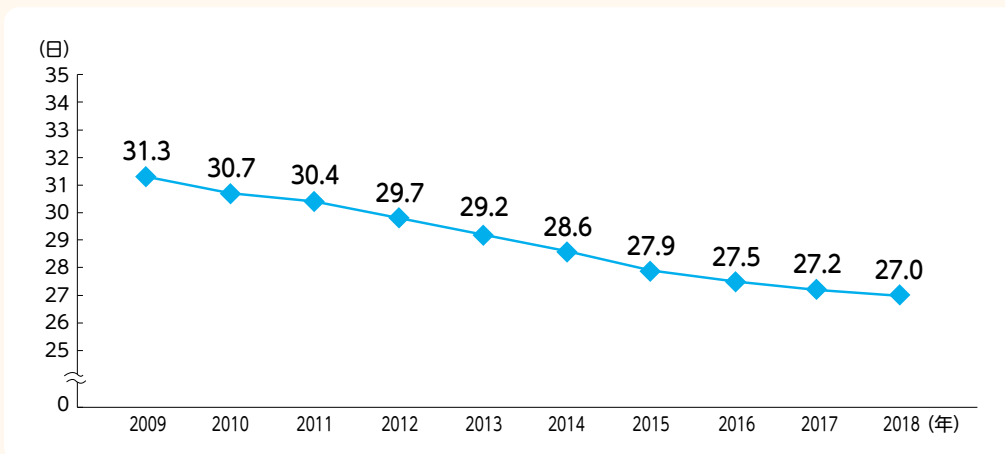
#### 平均在院日数の短縮化

国民の高齢期における適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、国・都道府県にて策定されている「医療費適正化計画」では、平均在院日数に関する短縮目標※が掲げられています。平均在院日数は、図12のとおり、短縮化の傾向にあり、2014年以降では、第2期（計画期間2013年度～2017年度）の短縮目標を下回っています。

※全国医療費適正化計画における平均在院日数に関する短縮目標

- ・第1期（計画期間2008年度～2012年度）：29.8日
- ・第2期（計画期間2013年度～2017年度）：28.6日
- （第3期（計画期間2018年度～2023年度）では、短縮目標は掲げられていません。）

図12 平均在院日数の推移



※「病院報告」（厚生労働省）をもとに作成。

#### 在宅医療の促進

「医療法」に基づき、各都道府県にて、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るために策定される「医療計画」において、在宅医療の促進が掲げられています。これにより、入院医療機関と在宅医療に係る機関（訪問介護事業所など）との協働による退院支援などが実施され、在宅医療へのシフトが促されていると考えられます。

# 第Ⅲ部

## からだに関する 保険関連の統計

### 1 傷害保険統計

第1表	傷害保険 総括表	34
第2表	普通傷害保険 統計表〈2018年度〉	36
第3表	家族傷害保険 統計表〈2018年度〉	38
第4表	普通傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】	40
第5表	家族傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】	41
第6表	交通事故傷害保険 統計表〈2018年度〉	42
第7表	ファミリー交通傷害保険 統計表〈2018年度〉	44
第8表	交通事故傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】	46
第9表	ファミリー交通傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】	47
第10表	国内旅行傷害保険 統計表〈2018年度〉	48
第11表	国内旅行傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】	50
第12表	海外旅行傷害保険 統計表〈2018年度〉	52

### 2 関連情報

第13表	わが国の主要死因別死亡数	54
第14表	不慮の事故 種類別・年齢別死亡数〈2018年〉	55
第15表	日本人海外旅行者の国・地域別訪問者数	56
第16表	わが国在外公館が取り扱った事件・事故に係る 海外邦人援護件数〈2018年〉	58

# 第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

## 1 傷害保険統計

第1表 傷害保険 総括表

年 度	保 険 の 種 類	収 入 保 険 料	支 払 保 険 金
		百万円	百万円
2014	普通傷害保険	183,117	96,213
	家族傷害保険	56,381	31,307
	交通事故傷害保険	14,785	5,899
	ファミリー交通傷害保険	9,963	4,247
	国内旅行傷害保険	2,199	812
	海外旅行傷害保険	33,649	17,726
	合計	300,094	156,203
2015	普通傷害保険	163,679	88,650
	家族傷害保険	54,976	27,402
	交通事故傷害保険	14,371	5,717
	ファミリー交通傷害保険	9,462	3,762
	国内旅行傷害保険	2,166	754
	海外旅行傷害保険	30,209	18,049
	合計	274,863	144,335
2016	普通傷害保険	159,859	78,831
	家族傷害保険	54,126	26,093
	交通事故傷害保険	13,733	5,256
	ファミリー交通傷害保険	8,926	3,418
	国内旅行傷害保険	2,127	750
	海外旅行傷害保険	29,401	15,111
	合計	268,172	129,459
2017	普通傷害保険	176,585	79,531
	家族傷害保険	51,915	26,349
	交通事故傷害保険	13,320	5,172
	ファミリー交通傷害保険	8,654	3,216
	国内旅行傷害保険	2,111	840
	海外旅行傷害保険	29,396	13,614
	合計	281,979	128,722
2018	普通傷害保険	175,697	78,947
	家族傷害保険	49,785	25,849
	交通事故傷害保険	12,901	4,795
	ファミリー交通傷害保険	8,184	2,822
	国内旅行傷害保険	2,132	726
	海外旅行傷害保険	30,181	12,495
	合計	278,880	125,633



# 第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第2表 普通傷害保険 統計表 (2018年度)

(新契約)

	職種別区分	件数	死亡・後遺障害			補償の対象者数
			補償の対象者数	保険金額	保険料	
		件	人	百万円	千円	人
1	A級	872,870	7,292,680	34,126,908	22,764,672	5,692,245
2	B級	134,640	633,028	3,735,684	3,448,099	487,399
3	加重平均適用契約等	2,205,317	11,941,462	51,746,054	46,458,337	9,762,252
4	小計	3,212,827	19,867,170	89,608,647	72,671,109	15,941,896
5	就業中の危険補償対象外	18,990	577,994	3,910,956	1,386,288	399,242
6	合計	3,231,817	20,445,164	93,519,603	74,057,397	16,341,138

(支払)

	職種別区分	死亡		後遺障害	
		被害者数	保険金	被害者数	保険金
		人	千円	人	千円
1	A級	848	3,671,667	5,854	6,397,882
2	B級	91	860,131	712	1,396,196
3	加重平均適用契約等	2,410	8,437,634	11,909	11,914,714
4	小計	3,349	12,969,433	18,475	19,708,793
5	就業中の危険補償対象外	8	15,404	417	558,971
6	合計	3,357	12,984,838	18,892	20,267,764

※1 「加重平均適用契約等」には、職種別区分を持たない商品等を含みます。

※2 「就業中の危険補償対象外」には、補償の対象者が職業や職務に従事している間に被った傷害について補償対象外とする特約を付帯した契約に関するデータを集計しています。

入院		通院			合計保険料	
日額	保険料	補償の対象者数	日額	保険料		
千円	千円	人	千円	千円	千円	
22,986,762	11,106,082	5,070,761	11,157,605	20,541,220	54,411,975	1
2,450,551	1,561,409	445,242	1,337,216	3,080,318	8,089,827	2
48,882,573	35,704,856	6,083,713	14,104,554	28,148,144	110,311,338	3
74,319,888	48,372,347	11,599,716	26,599,375	51,769,683	172,813,140	4
2,345,552	738,430	388,853	659,716	759,305	2,884,024	5
76,665,440	49,110,777	11,988,569	27,259,091	52,528,989	175,697,165	6

入院		通院		合計		
被害者数	保険金	被害者数	保険金	被害者数	保険金	
人	千円	人	千円	人	千円	
29,905	4,689,489	174,741	9,977,518	211,348	24,736,557	1
2,475	610,536	13,476	1,256,262	16,754	4,123,126	2
73,085	13,255,601	275,328	15,146,575	362,732	48,754,526	3
105,465	18,555,627	463,545	26,380,356	590,834	77,614,211	4
1,085	200,627	10,333	557,317	11,843	1,332,320	5
106,550	18,756,254	473,878	26,937,674	602,677	78,946,531	6

# 第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

## 第3表 家族傷害保険 統計表 (2018年度)

(新契約)

補償の対象者／本人の職種別区分		件数	死亡・後遺障害				
			補償の対象者数	保険金額	保険料	補償の対象者数	
		件	人	百万円	千円	人	
1	本人	A 級	68,636	707,322	2,745,797	2,204,409	582,303
2		B 級	7,555	17,061	70,158	103,079	16,892
3		加重平均適用契約等	221,723	1,259,341	4,777,541	4,529,105	1,110,685
4		就業中の危険補償対象外	1,376	39,779	54,551	58,294	8,060
5		小計	299,290	2,023,503	7,648,048	6,894,888	1,717,940
6	配偶者		(257,671)	1,953,997	5,385,759	3,947,595	1,645,010
7	その他親族		(183,281)	[ 1,318,284 ]	2,866,131	4,202,397	[ 1,145,593 ]
8	合計		299,290	[ 2,023,503 ]	15,899,939	15,044,881	[ 1,717,940 ]

(支払)

補償の対象者／本人の職種別区分		死亡		後遺障害		
		被害者数	保険金	被害者数	保険金	
		人	千円	人	千円	
1	本人	A 級	128	387,654	700	726,963
2		B 級	2	2,165	33	43,597
3		加重平均適用契約等	305	968,914	2,237	1,781,040
4		就業中の危険補償対象外	0	121	41	7,126
5		小計	435	1,358,854	3,011	2,558,728
6	配偶者		246	562,795	2,227	1,417,702
7	その他親族		269	597,478	2,154	1,192,397
8	合計		950	2,519,128	7,392	5,168,828

※1 「加重平均適用契約等」には、職種別区分を持たない商品等を含みます。

※2 「就業中の危険補償対象外」には、補償の対象者が職業や職務に従事している間に被った傷害について補償対象外とする特約を付帯した契約に関するデータを集計しています。

※3 ( ) 内の数値は合計に含みません。

※4 [ ] 内の数値は家族数を表します。



入院		通院			合計保険料	
日額	保険料	補償の対象者数	日額	保険料		
千円	千円	人	千円	千円	千円	
2,301,020	1,440,972	576,498	1,271,608	2,903,631	6,549,012	1
62,884	63,950	16,256	35,201	132,400	299,430	2
5,802,091	3,656,985	985,936	2,142,670	4,711,193	12,897,284	3
33,166	12,364	8,023	20,119	28,069	98,728	4
8,199,162	5,174,272	1,586,713	3,469,600	7,775,294	19,844,456	5
7,341,129	3,577,029	1,528,051	3,036,683	6,598,303	14,122,928	6
4,105,068	4,841,250	[ 1,077,954 ]	1,737,941	6,773,921	15,817,568	7
19,645,361	13,592,552	[ 1,586,713 ]	8,244,225	21,147,519	49,784,953	8

入院		通院		合計	
被害者数	保険金	被害者数	保険金	被害者数	保険金
人	千円	人	千円	人	千円
3,924	680,260	27,744	1,580,027	32,496	3,374,905
153	25,869	950	63,166	1,138	134,798
9,051	1,821,904	73,824	3,462,033	85,417	8,033,893
42	4,583	553	36,653	636	48,484
13,170	2,532,617	103,071	5,141,880	119,687	11,592,081
9,275	1,828,301	67,782	3,276,444	79,530	7,085,244
13,018	2,336,304	113,336	3,045,883	128,777	7,172,063
35,463	6,697,223	284,189	11,464,208	327,994	25,849,389

## 第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第4表 普通傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年 度	入 院		通 院	
	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数
	人	日	人	日
2014	91,273	2,951,814	502,496	10,308,833
2015	90,174	2,798,847	488,031	9,643,148
2016	87,281	2,662,809	462,629	9,043,676
2017	102,401	2,982,234	474,474	9,101,556
2018	106,550	3,058,463	473,878	8,913,234

第5表 家族傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年 度	入 院		通 院	
	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数
2014	34,026 人	1,092,478 日	288,508 人	5,231,309 日
2015	32,871	1,024,229	274,896	4,729,208
2016	32,913	1,023,433	265,142	4,509,316
2017	33,764	1,060,085	285,694	4,705,239
2018	35,464	1,106,559	284,189	4,583,240

## 第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第6表 交通事故傷害保険 統計表 (2018年度)

(新契約)

件数	死亡・後遺障害			入院	
	補償の対象者数	保険金額	保険料	補償の対象者数	日額
件	人	百万円	千円	人	千円
1,543,428	6,794,425	18,910,624	6,380,263	2,519,293	12,362,082

(支払)

死亡		後遺障害		入院	
被害者数	保険金	被害者数	保険金	被害者数	保険金
人	千円	人	千円	人	千円
269	808,999	1,578	1,340,543	3,898	826,509

保 険 料	通 院			合 計 保 険 料
	補償の対象者数	日 額	保 険 料	
千円	人	千円	千円	千円
2,529,120	1,575,193	4,379,216	3,991,384	12,900,767

通 院		合 計	
被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金
人	千円	人	千円
19,108	1,818,732	24,853	4,794,785

# 第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第7表 ファミリー交通傷害保険 統計表〈2018年度〉

(新契約)

	補償の対象者	件数	死亡・後遺障害			補償の対象者数
			補償の対象者数	保険金額	保険料	
		件	人	百万円	千円	人
1	本人	299,978	766,059	4,807,328	2,148,752	729,298
2	配偶者	(266,360)	727,901	3,608,764	1,127,530	690,844
3	その他親族	(251,369)	[ 630,469 ]	1,980,202	873,591	[ 601,900 ]
4	合計	299,978	[ 766,059 ]	10,396,295	4,149,874	[ 729,298 ]

(支払)

	補償の対象者	死亡		後遺障害		入
		被害者数	保険金	被害者数	保険金	被害者数
		人	千円	人	千円	人
1	本人	30	266,345	377	540,053	1,145
2	配偶者	11	116,866	222	265,792	568
3	その他親族	22	87,891	144	101,477	748
4	合計	63	471,103	743	907,323	2,461

※1 ( ) 内の数値は合計に含みません。

※2 [ ] 内の数値は家族数を表します。

入院		通院			合計保険料	
日額	保険料	補償の対象者数	日額	保険料		
千円	千円	人	千円	千円	千円	
3,836,976	883,323	478,851	1,067,984	1,200,520	4,232,596	1
3,413,124	414,280	452,758	820,318	632,865	2,174,677	2
2,444,997	477,453	[ 402,553 ]	569,404	425,687	1,776,732	3
9,695,098	1,775,057	[ 478,851 ]	2,457,707	2,259,072	8,184,005	4

入院		通院		合計	
保険金	被害者数	保険金	被害者数	保険金	
千円	人	千円	人	千円	
253,765	6,789	536,872	8,341	1,597,036	1
121,957	3,617	241,314	4,418	745,932	2
118,242	4,970	171,045	5,884	478,657	3
493,965	15,376	949,232	18,643	2,821,625	4

## 第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第8表 交通事故傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年 度	入 院		通 院	
	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数
	人	日	人	日
2014	3,862	120,523	21,471	639,157
2015	3,986	113,659	21,079	604,769
2016	3,824	115,670	19,569	554,199
2017	3,737	105,617	19,553	545,148
2018	3,898	114,244	19,108	514,881



第9表 ファミリー交通傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年 度	入 院		通 院	
	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数
2014	2,670 人	78,217 日	17,852 人	513,507 日
2015	2,578	75,794	17,159	468,101
2016	2,429	70,293	15,794	423,819
2017	2,444	67,078	15,872	427,500
2018	2,461	69,216	15,376	392,524

## 第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第10表 国内旅行傷害保険 統計表 (2018年度)

(新契約)

件数	死亡・後遺障害			入院	
	補償の対象者数	保険金額	保険料	補償の対象者数	日額
件	人	百万円	千円	人	千円
1,185,279	7,149,996	45,785,329	777,355	7,073,801	29,208,133

(支払)

死亡		後遺障害		入院	
被害者数	保険金	被害者数	保険金	被害者数	保険金
人	千円	人	千円	人	千円
13	96,330	102	131,340	666	95,271

保 険 料	通 院			合 計 保 険 料
	補償の対象者数	日 額	保 険 料	
千円	人	千円	千円	千円
362,358	7,045,638	16,016,464	992,656	2,132,369

通 院		合 計	
被 害 者 数	保 険 金	被 害 者 数	保 険 金
人	千円	人	千円
6,246	402,651	7,027	725,593

## 第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第11表 国内旅行傷害保険 被害者数と支払認定日数の推移【入院および通院】

年 度	入 院		通 院	
	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数	被 害 者 数	支 払 認 定 日 数
	人	日	人	日
2014	739	15,681	7,226	117,363
2015	730	15,722	7,276	118,982
2016	665	13,701	6,870	110,837
2017	755	16,477	6,835	114,412
2018	666	12,314	6,246	111,518



## 第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第12表 海外旅行傷害保険 統計表 (2018年度)

(新契約)

	補償内容	件数	補償の対象者数
		件	人
1	傷害・死亡後遺障害	13	743
2	傷害・死亡	3,148,037	4,573,713
3	傷害・後遺障害	(3,292,697)	(4,753,519)
4	疾病・死亡	(3,002,676)	(4,364,264)
5	治療・救援費用	(3,221,252)	(4,537,204)
6	傷害・治療費用	(109,019)	(219,997)
7	疾病・治療費用	(95,819)	(192,687)
8	救援者費用	(344,430)	(575,811)
9	合計	3,148,050	4,574,456

(支払)

	補償内容	死亡		後遺障害	
		被害者数	保険金	被害者数	保険金
		人	千円	人	千円
1	傷害・死亡後遺障害	2	115,732	13	26,750
2	傷害・死亡	13	313,095	—	—
3	傷害・後遺障害	—	—	209	697,175
4	疾病・死亡	46	546,867	—	—
5	治療・救援費用	—	—	—	—
6	傷害・治療費用	—	—	—	—
7	疾病・治療費用	—	—	—	—
8	救援者費用	—	—	—	—
9	合計	61	975,696	222	723,926

※ ( ) 内の数値は合計に含みません。

保 険 金 額		保 険 料		
	百万円		千円	
	139	20,453		1
	86,324,578	2,538,854		2
	(91,535,461)	1,797,580		3
	(46,846,356)	2,102,095		4
	(490,802,712)	22,203,462		5
	(1,428,769)	343,540		6
	(1,247,805)	991,697		7
	(5,464,617)	183,163		8
	86,324,717	30,180,848		9

治 療 費 用 等		合 計		
被害者数	保 険 金	被害者数	保 険 金	
	千円		千円	
人	—	人	142,483	1
—	—	13	313,095	2
—	—	209	697,175	3
—	—	46	546,867	4
101,736	9,981,803	101,736	9,981,803	5
1,165	155,918	1,165	155,918	6
8,664	583,523	8,664	583,523	7
98	74,340	98	74,340	8
111,663	10,795,585	111,946	12,495,208	9

## 2 関連情報

第13表 わが国の主要死因別死亡数

死因	死亡数（人）				
	上段：実数、下段：人口10万人あたり				
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
結核	2,100 1.7	1,956 1.6	1,893 1.5	2,306 1.9	2,204 1.8
悪性新生物	368,106 293.5	370,362 295.5	373,088 298.4	373,365 299.5	373,584 300.7
糖尿病	13,669 10.9	13,328 10.6	13,483 10.8	13,971 11.2	14,181 11.4
高血圧性疾患	6,932 5.5	6,726 5.4	6,843 5.5	9,570 7.7	9,581 7.7
心疾患（高血圧性を除く）	196,931 157.0	196,127 156.5	198,070 158.4	204,868 164.4	208,221 167.6
脳血管疾患	114,209 91.1	111,974 89.4	109,353 87.5	109,896 88.2	108,186 87.1
肺炎	119,652 95.4	120,959 96.5	119,346 95.5	96,859 77.7	94,661 76.2
慢性気管支炎・肺気腫	7,988 6.4	7,580 6.0	7,108 5.7	9,093 7.3	8,459 6.8
喘息	1,550 1.2	1,511 1.2	1,455 1.2	1,794 1.4	1,617 1.3
胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	2,795 2.2	2,666 2.1	2,657 2.1	2,513 2.0	2,521 2.0
肝疾患	15,692 12.5	15,659 12.5	15,780 12.6	17,019 13.7	17,275 13.9
腎不全	24,776 19.8	24,561 19.6	24,620 19.7	25,135 20.2	26,081 21.0
老衰	75,391 60.1	84,819 67.7	92,836 74.3	101,411 81.4	109,605 88.2
自殺	24,417 19.5	23,152 18.5	21,021 16.8	20,468 16.4	20,031 16.1
不慮の事故	39,030 31.1	38,310 30.6	38,314 30.6	40,332 32.4	41,238 33.2
うち交通事故	5,717 4.6	5,646 4.5	5,280 4.2	5,004 4.0	4,595 3.7
合計（上記以外を含む）	1,273,025 1,014.9	1,290,510 1,029.8	1,308,158 1,046.4	1,340,567 1,075.5	1,362,470 1,096.8

※1 「人口動態調査」（厚生労働省）によります。

※2 死亡数は、市区町村への届出数です。

※3 上記死因のうち、普通傷害保険・家族傷害保険では「不慮の事故」が補償され、交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険では主に「不慮の事故」の「うち交通事故」が補償されます。



第14表 不慮の事故 種類別・年齢別死亡数 (2018年)

種類別	年齢別										合計
	0歳	1-4歳	5-9歳	10-14歳	15-29歳	30-44歳	45-64歳	65-79歳	80歳～	不詳	
交通事故	3 (4.7)	32 (38.6)	31 (41.3)	29 (44.6)	448 (55.3)	429 (36.4)	975 (23.6)	1,486 (13.0)	1,160 (5.0)	2 (7.1)	4,595 (11.1)
転倒・転落・墜落	1 (1.6)	7 (8.4)	1 (1.3)	3 (4.6)	76 (9.4)	139 (11.8)	613 (14.8)	1,808 (15.9)	6,995 (29.9)	2 (7.1)	9,645 (23.4)
スリップ、つまづき及びよろめきによる同一平面上での転倒	1 (1.6)	1 (1.2)	-	-	14 (1.7)	36 (3.1)	245 (5.9)	1,051 (9.2)	6,248 (26.7)	-	7,596 (18.4)
階段及びステップからの転落及びその上での転倒	-	-	-	-	2 (0.2)	12 (1.0)	88 (2.1)	234 (2.1)	252 (1.1)	1 (3.6)	589 (1.4)
建物又は建造物からの転落	-	3 (3.6)	-	2 (3.1)	32 (4.0)	42 (3.6)	110 (2.7)	147 (1.3)	100 (0.4)	1 (3.6)	437 (1.1)
その他の転落	-	1 (1.2)	-	1 (1.5)	17 (2.1)	43 (3.6)	118 (2.9)	205 (1.8)	185 (0.8)	-	570 (1.4)
生物によらない機械的な力への曝露*	-	1 (1.2)	1 (1.3)	1 (1.5)	25 (3.1)	48 (4.1)	148 (3.6)	153 (1.3)	78 (0.3)	-	455 (1.1)
投げられ、投げ出され又は落下する物体による打撲	-	-	1 (1.3)	1 (1.5)	5 (0.6)	17 (1.4)	47 (1.1)	53 (0.5)	9 (0.0)	-	133 (0.3)
生物による機械的な力への曝露**	-	-	-	-	-	-	2 (0.0)	4 (0.0)	3 (0.0)	-	9 (0.0)
不慮の溺死及び溺水	6 (9.4)	17 (20.5)	19 (25.3)	18 (27.7)	121 (14.9)	125 (10.6)	622 (15.1)	3,021 (26.5)	4,067 (17.4)	5 (17.9)	8,021 (19.5)
浴槽内での及び浴槽への転落による溺死及び溺水	5 (7.8)	9 (10.8)	7 (9.3)	8 (12.3)	40 (4.9)	39 (3.3)	324 (7.8)	2,232 (19.6)	3,294 (14.1)	-	5,958 (14.4)
自然の水域内での及び自然の水域への転落による溺死及び溺水	-	2 (2.4)	7 (9.3)	7 (10.8)	69 (8.5)	71 (6.0)	185 (4.5)	292 (2.6)	163 (0.7)	2 (7.1)	798 (1.9)
その他の不慮の窒息	51 (79.7)	18 (21.7)	6 (8.0)	6 (9.2)	33 (4.1)	111 (9.4)	648 (15.7)	2,215 (19.4)	5,785 (24.7)	3 (10.7)	8,876 (21.5)
胃内容物の誤えん	14 (21.9)	6 (7.2)	2 (2.7)	1 (1.5)	9 (1.1)	36 (3.1)	106 (2.6)	284 (2.5)	878 (3.8)	-	1,336 (3.2)
気道閉塞を生じた食物の誤えん	2 (3.1)	6 (7.2)	1 (1.3)	1 (1.5)	7 (0.9)	44 (3.7)	360 (8.7)	1,285 (11.3)	2,896 (12.4)	2 (7.1)	4,604 (11.2)
気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん	4 (6.3)	1 (1.2)	2 (2.7)	4 (6.2)	4 (0.5)	11 (0.9)	124 (3.0)	488 (4.3)	1,767 (7.5)	-	2,405 (5.8)
詳細不明の窒息	3 (4.7)	1 (1.2)	1 (1.3)	-	5 (0.6)	11 (0.9)	31 (0.8)	103 (0.9)	194 (0.8)	1 (3.6)	350 (0.8)
電流、放射線並びに極端な気温及び気圧への曝露	-	-	-	-	3 (0.4)	8 (0.7)	8 (0.2)	34 (0.3)	54 (0.2)	-	107 (0.3)
煙、火及び火災への曝露	-	3 (3.6)	7 (9.3)	1 (1.5)	14 (1.7)	35 (3.0)	172 (4.2)	336 (3.0)	445 (1.9)	4 (14.3)	1,017 (2.5)
建物又は建造物内の管理されていない火への曝露	-	3 (3.6)	7 (9.3)	1 (1.5)	11 (1.4)	31 (2.6)	144 (3.5)	240 (2.1)	266 (1.1)	2 (7.1)	705 (1.7)
熱及び高温物質との接触	-	-	-	-	-	1 (0.1)	5 (0.1)	14 (0.1)	61 (0.3)	-	81 (0.2)
有毒動植物との接触	-	-	-	-	-	-	2 (0.0)	8 (0.1)	4 (0.0)	-	14 (0.0)
自然の力への曝露	1 (1.6)	3 (3.6)	8 (10.7)	5 (7.7)	27 (3.3)	104 (8.8)	510 (12.3)	1,042 (9.1)	1,422 (6.1)	9 (32.1)	3,131 (7.6)
自然の過度の高温への曝露	1 (1.6)	1 (1.2)	1 (1.3)	-	8 (1.0)	32 (2.7)	247 (6.0)	533 (4.7)	755 (3.2)	3 (10.7)	1,581 (3.8)
自然の過度の低温への曝露	-	-	1 (1.3)	-	7 (0.9)	47 (4.0)	196 (4.7)	419 (3.7)	602 (2.6)	6 (21.4)	1,278 (3.1)
地震による受傷者	-	-	1 (1.3)	-	2 (0.2)	1 (0.1)	17 (0.4)	12 (0.1)	14 (0.1)	-	47 (0.1)
有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	-	1 (1.2)	1 (1.3)	-	47 (5.8)	138 (11.7)	179 (4.3)	110 (1.0)	71 (0.3)	1 (3.6)	548 (1.3)
無理ながんばり、旅行及び欠乏状態	-	-	-	-	-	2 (0.2)	10 (0.2)	7 (0.1)	4 (0.0)	-	23 (0.1)
その他及び詳細不明の要因への不慮の曝露	2 (3.1)	1 (1.2)	1 (1.3)	2 (3.1)	16 (2.0)	40 (3.4)	237 (5.7)	1,151 (10.1)	3,264 (13.9)	2 (7.1)	4,716 (11.4)
合計	64 (100.0)	83 (100.0)	75 (100.0)	65 (100.0)	810 (100.0)	1,180 (100.0)	4,131 (100.0)	11,389 (100.0)	23,413 (100.0)	28 (100.0)	41,238 (100.0)

※1 「人口動態調査」(厚生労働省)によります。

※2 死亡数は、市区町村への届出数です。

※3 \*物体との衝突・打撲、物体への挟まれ、機械・工具との接触、ボイラーほか加圧された装置の爆発等を含みます。

\*\*他人による叩かれ・打撲・蹴られ、他人との衝突、犬ほか哺乳類による咬傷・打撲、無毒動植物との接触等です。

※4 ( )内は各年齢別の構成比(%)です。

# 第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第15表 日本人海外旅行者の国・地域別訪問者数

訪問先	基準	2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		
		人	前年比 %	人	前年比 %	人	前年比 %	人	前年比 %	人	前年比 %	
アジア	中国	VFN	2,877,533	-18.2	2,717,600	-5.6	2,497,657	-8.1	2,587,440	3.6	2,680,033	3.6
	韓国	VFN	2,747,750	-21.9	2,280,434	-17.0	1,837,782	-19.4	2,297,893	25.0	2,311,447	0.6
	台湾	VFR	1,421,550	-0.8	1,634,790	15.0	1,627,229	-0.5	1,895,702	16.5	1,898,854	0.2
	タイ	TFN	1,536,425	11.8	1,267,886	-17.5	1,381,702	9.0	1,439,510	4.2	1,544,442	7.3
	香港	TFR	607,877	-21.5	636,432	4.7	632,959	-0.5	692,529	9.4	813,207	17.4
	シンガポール	VFN	895,051	9.6	890,393	-0.5	849,162	-4.6	840,231	-1.1	846,440	0.7
	ベトナム	VFR	604,050	4.8	647,956	7.3	671,379	3.6	740,592	10.3	798,119	7.8
	マレーシア	TFN	513,076	9.2	553,106	7.8	483,569	-12.6	413,768	-14.4	392,777	-5.1
	インドネシア	VFN	497,399	7.3	505,175	1.6	549,705	8.8	545,392	-0.8	573,310	5.1
	フィリピン	TFR	433,705	5.1	463,744	6.9	495,662	6.9	535,238	8.0	584,180	9.1
	マカオ	VFN	290,462	-26.7	299,741	3.2	282,138	-5.9	300,536	6.5	328,805	9.4
	インド	TFN	220,283	0.1	219,516	-0.3	207,415	-5.5	208,847	0.7	222,527	6.6
	カンボジア	TFR	206,932	15.4	215,788	4.3	193,330	-10.4	191,577	-0.9	203,373	6.2
	ミャンマー	TFN	68,761	44.2	83,434	21.3	90,312	8.2	100,784	11.6	101,484	0.7
	ラオス	VFN	48,644	15.7	44,877	-7.7	43,826	-2.3	49,191	12.2	32,064	-34.8
	スリランカ	TFN	33,506	43.1	42,136	25.8	45,418	7.8	44,649	-1.7	47,308	6.0
	モルジブ	TFN	39,463	8.3	38,817	-1.6	39,244	1.1	39,894	1.7	41,133	3.1
	ネパール	TFN	26,694	-6.8	25,829	-3.2	17,613	-31.8	22,979	30.5	27,326	18.9
モンゴル	TFN	18,178	6.2	18,282	0.6	19,277	5.4	19,985	3.7	22,519	12.7	
ブルネイ	TFN	5,747	33.3	4,671	-18.7	4,336	-7.2	4,474	3.2	5,191	16.0	
バングラデシュ	TFN	4,456	-22.8	5,457	22.5							
オセアニア	グアム	TFR	893,118	-3.9	810,856	-9.2	773,019	-4.7	745,680	-3.5	620,547	-16.8
	オーストラリア	VFR	330,800	-5.0	333,750	0.9	341,990	2.5	417,880	22.2	434,550	4.0
	北マリアナ諸島	VFN	141,747	-7.5	110,234	-22.2	80,832	-26.7	61,026	-24.5	50,944	-16.5
	ニュージーランド	VFR	74,560	3.4	81,136	8.8	87,328	7.6	100,736	15.4	102,048	1.3
	パラオ	TFN	35,921	-9.5	37,427	4.2	31,026	-17.1	29,237	-5.8	26,031	-11.0
	ニューカレドニア	TFR	15,674	-10.1	19,087	21.8	20,056	5.1	21,151	5.5	21,839	3.3
	タヒチ	TFR	13,175	1.4	12,527	-4.9	11,447	-8.6	12,174	6.4	12,808	5.2
フィジー	TFR	7,330	3.7	5,888	-19.7	6,092	3.5	6,274	3.0	6,350	1.2	
中央アジア・中東・アフリカ	トルコ	TFN	159,675	-16.5	157,101	-1.6	92,228	-41.3	42,131	-54.3	46,157	9.6
	モロッコ	TFN	32,184	6.2	32,475	0.9	18,072	-44.4	23,459	29.8	32,498	38.5
	バーレーン	VFN	22,050	2.4	21,784	-1.2						
	ヨルダン	TFN	14,866	0.3	16,750	12.7	7,468	-55.4	6,832	-8.5	7,509	9.9
	サウジアラビア	TFN	11,961	-8.0	13,655	14.2	16,860	23.5	16,958	0.6	13,621	-19.7
	イスラエル	TFR	13,516	-15.6	13,042	-3.5	9,985	-23.4	11,891	19.1	17,067	43.5
	イラン	VFN	5,809	12.9	7,649	31.7	8,393	9.7	10,395	23.9	13,370	28.6
	カザフスタン	VFR	5,202	-14.0	6,379	22.6	6,450	1.1	5,892	-8.7	8,682	47.4
	クウェート	VFN	5,072	-4.1	5,215	2.8	5,238	0.4	5,438	3.8		
	南アフリカ共和国	TFR	41,099	19.4	27,504	-33.1	20,202	-26.5	25,802	27.7	27,410	6.2
	エジプト	VFN	31,181	-20.1	12,352	-60.4	16,196	31.1	18,643	15.1		
	ナイジェリア	VFN	24,231	-42.3	11,564	-52.3	14,405	24.6	11,662	-19.0		
	ジンバブエ	VFR	20,374	13.0	18,443	-9.5	12,713	-31.1	22,566	77.5	34,214	51.6
タンザニア	VFR	7,058	27.8	7,419	5.1	4,463	-39.8	5,633	26.2	6,888	22.3	
ザンビア	TFR	5,532	56.5	7,539	36.3	8,742	16.0	7,420	-15.1	7,944	7.1	
ニジェール	TFN	6,187	54.4	6,759	9.2	6,750	-0.1	7,644	13.2	8,253	8.0	

※1 「観光白書」（国土交通省編）によります。  
 ※2 上記は、UNWTO（国連世界観光機関）資料、日本政府観光局資料（出典：UNWTO（国連世界観光機関）、各国政府観光局）に基づき観光庁が作成した資料です。  
 ※3 基準の略称は以下のとおりです。  
 N：国籍別統計 R：居住地別統計 F：国境到着者数 CE：登録観光施設到着者数  
 V：日帰りを含む旅行者数 T：宿泊を伴った旅行者数 HS：ホテル到着者数  
 ※4 本表では主に、直近の日本人訪問者数が5千人を超える国・地域を対象としました。  
 ※5 本表には国境到着者数、ホテル到着者数などの統計が混在しており、集計基準が異なるため、同一指標としての比較はできません。特にヨーロッパの比較においてはご注意ください。

訪問先	基準	2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		
		人	前年比	人	前年比	人	前年比	人	前年比	人	前年比	
欧州	ドイツ	TCER	711,529	-3.1	670,804	-5.7	647,243	-3.5	545,013	-15.8	584,871	7.3
	フランス	TFR	660,841	-6.6	776,870	17.6	682,121	-12.2	411,199	-39.7	484,293	17.8
	イタリア	TFN	454,465	28.5	423,202	-6.9	421,917	-0.3	403,879	-4.3	385,971	-4.4
	スイス	THSR	286,681	-3.1	250,451	-12.6	226,198	-9.7	197,567	-12.7	227,010	14.9
	スペイン	TFR	385,005	7.6	475,054	23.4	607,099	27.8	463,420	-23.7	442,132	-4.6
	オーストリア	TCER	259,184	-0.8	245,306	-5.4	236,621	-3.5	208,710	-11.8	208,248	-0.2
	英国	VFR	225,000	-7.3	222,000	-1.3	194,000	-12.6	245,823	26.7	246,857	0.4
	オランダ	THSR	150,000	10.1	145,000	-3.3	136,000	-6.2	106,000	-22.1	117,000	10.4
	クロアチア	TCER	159,117	2.6	176,846	11.1	159,807	-9.6	120,971	-24.3	142,043	17.4
	チェコ	TCEN	137,844	-2.6	124,969	-9.3	123,800	-0.9	105,771	-14.6	114,955	8.7
	ベルギー	TCER	112,278	0.3	111,939	-0.3	96,444	-13.8	50,253	-47.9	68,253	35.8
	フィンランド	TCER	106,769	16.3	102,154	-4.3	108,106	5.8	114,463	5.9	124,548	8.8
	ロシア	VFN	102,408	18.0	105,220	2.7	87,280	-17.0	84,631	-3.0	101,827	20.3
	ポルトガル	TCER	81,628	26.4	86,484	5.9	95,453	10.4	115,794	21.3	143,912	24.3
	ハンガリー	TCEN	77,516	0.5	68,742	-11.3	64,705	-5.9	55,100	-14.8	66,234	20.2
	ポーランド	VFN	45,000	12.5	67,000	48.9	79,000	17.9	88,000	11.4	98,000	11.4
	スウェーデン	TCER	39,762	-13.0	42,949	8.0	42,651	-0.7	46,432	8.9	47,536	2.4
	スロベニア	TCEN	36,437	-12.0	40,852	12.1	37,218	-8.9	29,474	-20.8	31,857	8.1
	ノルウェー	TCER	71,201	-14.6	61,924	-13.0	68,071	9.9	78,046	14.7	79,243	1.5
	デンマーク	TCER	21,667	-4.4	20,403	-5.8	19,696	-3.5	21,624	9.8	37,325	72.6
ブルガリア	VFR	11,268	1.1	12,066	7.1	12,362	2.5	15,012	21.4	14,898	-0.8	
ルーマニア	VFR	13,359	-6.3	14,505	8.6	15,816	9.0	14,057	-11.1	15,296	8.8	
アイスランド	TFN	12,363	19.5	13,340	7.9	16,547	24.0	22,371	35.2	22,397	0.1	
ギリシャ	TFR	13,141	48.6	18,698	42.3	9,983	-46.6					
エストニア	TCER	10,768	22.7	17,303	60.7	22,865	32.1	23,953	4.8	28,831	20.4	
リトアニア	TCER	10,079	6.5	14,526	44.1	21,118	45.4	22,674	7.4	23,028	1.6	
スロバキア	TCEN	9,444	-6.7	5,079	-46.2	6,411	26.2	7,271	13.4	7,555	3.9	
ラトビア	TCER	8,988	22.8	15,606	73.6	21,575	38.2	23,191	7.5	24,576	6.0	
ウクライナ	TFR	8,252	-3.2	4,346	-47.3	5,067	16.6	6,598	30.2	7,435	12.7	
モナコ	THSN	5,474	-1.8	4,265	-22.1	3,568	-16.3	3,134	-12.2			
セルビア	TCEN	5,130	-2.3	5,327	3.8	5,196	-2.5	5,245	0.9	5,769	10.0	
ルクセンブルク	TCER	6,205	-13.0	7,679	23.8	9,339	21.6	7,373	-21.1	6,673	-9.5	
北米	米国	TFR	3,730,287	0.9	3,620,224	-3.0	3,792,997	4.8	3,603,786	-5.0	3,595,607	-0.2
	(ハワイ州)	TFR	1,518,517	3.6	1,511,739	-0.4	1,482,304	-1.9	1,487,979	0.4	1,587,781	6.7
	カナダ	TFR	224,858	-0.6	258,457	14.9	275,027	6.4	303,726	10.4	304,318	0.2
中南米	メキシコ	TFN	97,226	13.5	107,366	10.4	118,739	10.6	132,976	12.0	151,043	13.6
	ブラジル	TFR	87,225	19.3	84,636	-3.0	70,102	-17.2	79,754	13.8	60,342	-24.3
	ペルー	TFR	67,639	19.7	59,853	-11.5	55,311	-7.6	47,090	-14.9	48,171	2.3
	ボリビア	TFN	15,486	30.0	16,766	8.3	17,278	3.1	16,212	-6.2	14,486	-10.6
	チリ	TFN	14,704	-2.4	15,053	2.4	15,103	0.3	15,863	5.0	16,998	7.2
	グアテマラ	VFR	7,220	-18.4	6,712	-7.0						
	キューバ	VFR	5,896	-19.8	7,589	28.7	13,792	81.7	22,150	60.6		
	コロンビア	TFR	5,803	4.1	7,434	28.1	7,238	-2.6	7,397	2.2	7,581	2.5
	エクアドル	VFN	5,576	4.4	5,424	-2.7	5,323	-1.9	4,790	-10.0	5,855	22.2
コスタリカ	TFN	4,932	-3.6	5,276	7.0	5,461	3.5	5,401	-1.1	5,955	10.3	

※6 米国の数値には、米国本国（全米50州とコロンビア特別区）への入国者の他、北マリアナ諸島、グアム、米領サモア、プエルトリコ、米領バーミン諸島などの地域への入域者を含みます。

※7 ハワイ州の数値は米国内数です。

※8 サイパンは北マリアナ諸島に属します。

※9 各国の数値は、推計値から確定値への変更、統計基準の変更、数値の非整合性等の理由により、その都度、過去にさかのぼって変更される場合があります。

※10 数値は、2019年1月時点のものです。

## 第Ⅲ部 | からだに関する保険関連の統計

第16表 わが国在外公館が取り扱った事件・事故に係る海外邦人援護件数〈2018年〉

事件・事故等の種類		地域							合 計
		アジア	大洋州	北 米	中南米	欧 州	中 東	アフリカ	
事故・災害	件 数 (件)	107	29	42	8	38	11	10	245
	人 数 (人)	140	35	46	8	40	58	20	347
犯罪加害	件 数 (件)	271	14	64	3	35	7	0	394
	人 数 (人)	286	11	60	3	32	3	0	395
犯罪被害	件 数 (件)	1,041	95	591	232	2,604	51	154	4,768
	人 数 (人)	1,000	70	648	232	2,208	45	118	4,321
その他	件 数 (件)	5,247	422	7,067	773	1,500	64	150	15,223
	人 数 (人)	5,157	324	8,674	1,257	1,471	116	287	17,286
合 計	件 数 (件)	6,666	560	7,764	1,016	4,177	133	314	20,630
	人 数 (人)	6,583	440	9,428	1,500	3,751	222	425	22,349
	(内 死亡者) (人)								(466)
	(内 負傷者) (人)								(396)

※「海外邦人援護統計」(外務省)によります。



---

2019年度（2018年度統計）

# 傷害保険の概況

2020年4月発行

---

発行 損害保険料率算出機構（損保料率機構）  
総合企画部広報グループ

〒163-1029

東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー29F

TEL 03 (6758) 1300 (代表)

URL <https://www.giroj.or.jp/>

---